

泉
屋
叢
考

第
五
輯

泉屋叢考

第五輯

八 蘇我理右衛門壽濟翁の研究

附錄

永泉院親類書
泉屋由緒書

蘇我理右衛門壽濟翁の研究



妙法蓮華經卷第五 普門品第二十三
 今釋為三華菩薩白佛言世尊王菩薩云
 何過於娑婆世界世尊其緣王菩薩有若干
 百千萬億那由他難行苦行華世尊願少
 能除諸天龍神夜叉乾闥婆阿修羅迦樓羅
 緊那摩睺羅伽人非人等又他國土諸來
 菩薩及此娑婆世界聞曾欲奉命持佈告宿王
 菩薩者其性過去無量阿僧祇劫在佛所

摩利地燈燄佛得功德而後無量宿王菩薩
 若有人聞是經王菩薩求善言者亦得無量
 無邊功德若有女人聞是經王菩薩摩訶事品
 能受持者其受持後不從空若若如來滅後
 後五百歲中空言女人聞是經典如說修行
 於此命終即往安樂世界
 阿彌陀佛大菩薩摩訶薩
 住處生蓮華中寶座之上
 不從為貪愛所惱亦不為瞋恚愚癡所惱
 亦不為愚慢嫉妬諸垢所惱得菩薩神通
 無生法忍得甚喜已眼根清淨以見清淨眼
 根見七百萬二千億那由他恒河沙等諸佛
 如來是時諸佛遙共讚言華嚴華嚴善男子
 汝能於緣迦至尼佛法中受持讀誦思惟是
 經為他人說所得種種無量無邊又不能離
 水不能離汝之功德千佛共說不能令其減
 今已能破惡魔覆生死軍諸餘無數皆悉
 摧滅善男子耳語佛以神通力共誦讚汝
 於一切世間天人之中無如汝者唯除如來
 其誦讚讚受佛乃至菩薩皆畢竟定無有
 與汝等者宿王菩薩此菩薩成就如是功德智
 慧之力若有女人聞是經王菩薩本事品能隨
 喜讚善者是人說世口中常出華蓮華香身

偷目法華八軸妙曲一代五時眼目
 諸說中尊觀世四七品中今奉飯
 毒量藥王普開三品欲造二世願
 望綵然以金泥書寫之文而為自書
 教人言所得功德以佛智慧慈量
 多少不得其邊亦為世父救諸苦
 患者以何令衆生得入無上道速成
 就佛身汝之功德十佛共說不能
 令盡汝今已能破諸魔賊壞生
 死軍諸餘惡敵皆悉摧滅當未
 生蓮華中寶座之上故具一切切
 德慈眼視衆生稽壽壽海無量是
 故應頂禮
 依此功德二世大望漏過此也
 宣讀摩訶三寶年五月念日一人
 撰別大救法路門性知泉堂
 俗名 俗名 俗名 俗名 俗名

猶々目出度御いわる
可被成候此方にてよろこひ
態一書申入候明日
申候かさねく

御うけニ御入目出度
目出度御事

奉存候

計ニ御座候以上

一生 鯛 壹枚

一たこ 壹はい

一かまほこ 貳いた

一かに

一ゑひ 五拾

右之通のほせ申候幾久
いわる入れ申候目出度
奉存候恐惶謹言

泉屋

理兵衛(花押)

十一月十一日

泉屋

龜之助殿へ



壽濟翁夫妻並に一族の墓塔

京都高倉通り五條下ル浄運院所在

蘇我理右衛門壽濟翁の研究 目次

一	序	言	一
二	出	自	一
三	誕	生	六
四	修	業	一〇
五	開業と南蠻吹		二
六	南蠻吹の傳習と其の技法		二四
七	家運の隆昌		二〇
八	南蠻吹の流傳と翁の功績		二四

九 南蠻吹初傳者の問題

三

一〇 舗號「泉屋」の由來 附商標

五

一一 終 焉

六

一二 妻子及び後裔

七

一 序 言

蘇我理右衛門壽濟翁は所謂南蠻吹（或は南蠻絞）と稱する銀銅吹分の術を我が國に傳へ、其の術永く後世に傳はつて、大いなる國益をなしたる點に、日本鑛工業史上特筆すべき人であるが、この壽濟翁こそは、事業上將又血統上現在の住友家の祖たる地位を占める人であるから、住友家としては最も尊重しなければならぬ。然るにこの人の傳記が從來明確を缺き、その功績の無意味に没却された状態にあつたことを、甚だ遺憾とせざるを得ない。こゝに聊か零細の資料を蒐集して、略傳を綴り、參考に供したいと思ふ。^①

註

- ① 此稿本は昭和十八年十月に成り、其の後同十九年・二十二年の兩度に補訂を経たものである。今、序言について適宜 尙、概説として第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」並に住友金屬鑛山株式會社刊「住友の歴史（鑛業を中心としたる）」參原文に加除する所がある。 照。

二 出 自

壽濟翁の出自の詳細は明らかでない。併しこゝに住友家と其の祖を同じうしたと解すべき一傳

がある。即ち「文殊院嘉休公由來書」^①に、文殊院政友の姉で政明の妹に當る周榮尼の婚嫁に就き、

政明妹ハ蘇我理右衛門元一家故夫婦ニ妻合シ銅商賣人ト成ル。

と記してゐるのがそれであり、更にはこの壽濟翁夫婦の子理兵衛・忠兵衛等の改姓に就いて、

元和元年ニ大坂落城シ、家康將軍公ヨリ大坂御城代ニ曾我丹波頭御居ナサル。尤文字ハ

違ト雖唱同事故、理右衛門子理兵衛先祖ノ住友氏ヲ名乗、弟忠兵衛了運ハ母先祖淺

井氏ヲ名乗ル。

と説明してゐる如きも注目すべきである。この後の記述は、理兵衛即ち友以の改姓を曾我丹波守との關係に歸し、又母は住友氏、曾祖母が淺井氏なるに拘らず、母の先祖を淺井氏と言ひ、其の他寛永・萬治年間の大坂西町奉行を元和初年の大阪城代となすなどの點に於て、從ひ難いものがあるが、これによつて先祖を住友氏と考へてゐただけは知られるのである。たゞ此等の記述は果して如何程まで信を置き得べきや、更に之を確認し得る傍證のないのを遺憾とする。「鼓銅圖錄」に壽濟翁を住友壽濟としてゐるのは、或はこゝにも關係あるや測られない。

それはともあれ、翁の祖先は何時の頃よりか河内の五條に住み、翁は同地で生れたやうである。その父を平兵衛と言ひ、才兵衛といふ兄の外弟妹各一人づゝがあつた。^②曾孫友芳の親類書に

翁に註して、

實父 河州五條曾我平兵衛

とあり、又理助家の「先祖傳書」^③に

圓月壽濟居士 周榮夫

蘇我理右衛門 河内五條之産

信長本願寺合戰攝河及騷動ニ暫泉州大鳥除亂

とあるのは、即ち其の出生地を明確に示したものであり、孫友信の親類書の左の記述は、其の家系を示すと共に、蘇我家が少くも平兵衛以後代々河内五條に居住したことを意味するものであらう。

河州五條五代以前蘇我平兵衛子才兵衛法名廓翁了圓、寛永五戊辰二月五日ニ死、京五條寺町淨運寺ニ石牌在之。此弟利右衛門法名圓月壽濟、寛永十三丙子六月廿九日ニ死、妻ハ住友嘉休姉法名生譽周榮、慶安五壬辰八月廿二日ニ死、右夫婦石牌同寺ニ在之。

(中略)

彦坂壹岐守様御知行所

藤田平兵衛

河州五條 是ハ了圓末孫

了圓弟利右衛門儀甚兵衛祖父也、二從弟半

こゝに河内の五條といふのは、理助家の「先祖傳書」に、

河州五條ト云者平岡之邊今者在名無之由、

とあるやうに、今の大阪府中河内郡枚岡の附近で、同地附近には、南より北へ四條・五條など古の條里制に由來する小字があるといふ。^④

ところでこゝに尙一つ注意を要するのは、翁の曾孫で理助家の祖となつた友房の「先祖聞傳書」に、

壽濟公ハ山本氏之由、二條壽元公釋尊御調彫被成候節、嘉休公之御書物ニ泉州山本氏と

在之候、泉屋ニ候故泉州と被成候哉、不審ニ候。

と見えてゐることで、これだけの簡単な文のみでは、尙輕卒には斷言し兼ねるが、文中の壽元は翁の次男、嘉休は即ち義弟に當る任友家の文殊院政友のことであるから、その文殊院が特別に關

係深い義兄壽濟翁を泉州山本氏と記したといふことは、友房が解する如き、泉屋なるが故に泉州と記したなどいふやうな單純なことではなく、翁の祖が河内以前は元來泉州山本氏の出身であつたことを暗示するものではあるまいか。前記友房の孫友良の「先祖傳書」に、壽濟翁を「河州五條之産」と註したる後、續いて、

信長本願寺合戰。攝河及騷動。暫泉州大鳥除亂。

と記してゐるのは、この際輕々には觀過し得ない文字で、右の文殊院の記文と併せ考へると、翁が戰亂を避けるに泉州大鳥を選んだのは、その地がもともと蘇我家の故地といふ如き關係があつた爲めではないかとも思はれるのである。^⑤

註

① 第貳輯附錄文殊院由來書參照。

② 後に掲出する友信の親類書に「蘇我平兵衛子才兵衛……

此弟理右衛門」と見える外、「銅異國賣覺帳」に、寛永四年、銅貿易解禁歎願の爲め、江戸へ下つた人々の名を「泉屋利

兵衛(即ち壽濟翁の長子、友以)、同弟忠兵衛、同八兵衛、同伯父金や長右衛門、同伯母鑓鉦屋與兵衛」と記してゐる

ところを見ると、翁には才兵衛の外に尙兄弟各一人宛あつたやうにも見受けられるが「銅商賣最初書」には「理右衛門弟金屋長右衛門、妹聲鑓鉦屋與兵衛」と記してゐるから、前の伯父伯母は叔父叔母と解すべきである。昔時は伯叔の文字の使用が必ずしも嚴密でなかつた。尙、第壹輯附圖「住友氏略系圖」「蘇我氏略系圖」參照。

③ 理助家三代友良(文化七年正月歿年四十六)の編輯で、相當確實な資料によつたものゝ如く、注目すべき記事が少くない。

④ 大阪府八尾市八尾中野の古老門野寅太郎氏談話。

⑤ その後翁の長男で住友家に入り、文殊院の輝となつた理兵衛友以が書寫した法華經藥王菩薩本事品を閲覽する機會を得て、その奥書を見たところ、そこには自ら和泉屋住友理兵衛尉と書記してゐる。このやうに理兵衛自らが和泉屋と記

三 誕生

翁が生れた年次は所傳必ずしも一致しないが、元龜三年とするのが今のところ最も妥當ではな
いかと思はれる。これに就いて最も重要な資料は「年々帳二番」の正徳四年九月の條に收録されて
ゐる住友家の由緒書で、文は次の通りである。

泉 屋

元祖

理 右衛門

壽 齋(つゝ)

してゐる點よりすると、早くから一般に用ひられた「泉」屋は結局「和泉」屋の省略より來たものと考へられ、従つてこの鋪號は泉州に關係ありとするのが寧ろ妥當であらう。かくて上記の點と考へ併せる時、蘇我氏の出自が元來泉州であつたらうとの推測は一層有力化するのである。(昭和二十五年六月追記)。卷頭圖版第一及び第二參照。尙、本節については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」一 生立並に井華旬報第四十號「吾が社の歴史」蘇我壽濟二參照。

十。九。歳。之。時。銅。商。賣。取。付。候。

天。正。十。九。年。卯。ノ。年。

午。年。迄。百。廿。四。年。ニ。成。ル。

右理右衛門商賣取付候節ハ、惣而銅不自由ニ而、細工向迄之事ニ而、荒銅ヲ以直ニ吹立候。京寺町松原下ル西輪ニ而銅吹屋最初取付。

(中略)

右之通一壽老ニて承合。壽齋様御死去之御年六十五。今年迄七十九年ニ成申候。十九歳之時京へ御出被成候由、二條壽元様ハ一壽老御聞被成候。

右の由緒書は大坂奉行所が大坂の吹屋の由緒を調査した際、當時の住友家の當主友芳の從弟で京都吹分所元締役をしてゐた分家の理右衛門武雅(友信の弟平兵衛の子)が、翁の孫忠右衛門一壽より聞いたところに基いて、大阪の本店に報じた記録であるから、相當確實性を認むべきであらう。然るに、こゝに問題となるのは、天正十九年十九歳とすれば、天正元年の出生となるに對し、行年六十五歳より逆算すれば、翁の歿年は寛永十三年であるから、^①元龜三年の出生となつて、其の間一年の差違を生ずることである。従つて兩者いづれかの誤であるが、さてこれを如何に判定すべき

であるか、今これに就いて考へるに次の三つの場合が生ずる。

一、十九歳開商、行年六十五歳が正しい場合。

これに依れば元龜三年出生、天正十八年開商となる。

二、天正十九年十九歳が正しい場合。

これに依れば天正元年出生、行年六十四歳となる。

三、行年六十五歳と天正十九年開商とが正しい場合。

これに依れば元龜三年出生、天正十九年二十歳となる。

右三者に就いては、それぞれの理由が擧げられないではないが、由緒書の記述を熟視熟讀すれば、京都に於ける開商の年齢十九歳は、一壽が其の父即ち翁の子壽元より聞いてゐた話ともあり、殊に行年六十五歳は壽元にとつては直接経験の事實でもあり、最も基礎的なものであるに對し、天正十九年は、こゝでは十九歳に對する註記的書記體をなして居り、寧ろ推算によつたと考へられるものであるから、この點よりすれば、元龜三年出生を以て妥當となすべきでないかと思はれる。

尤も天正十九年京都開業のことは、友芳の親類書を始め、「銅商賣並銅山覺帳」、「銅吹屋仲間

由緒書」、其他理助家の「先祖傳書」等にも見えて、一見有力なやうではあるが、親類書は右の由緒書の翌年即ち正徳五年に作製せられたもので、由緒書の註記に據つたと考へられるものであり、「銅商賣並銅山覺帳」は寛延年間、「銅吹屋仲間由緒書」は寶曆十三年、理助家の「先祖傳書」は享和・文化の頃の編輯で、^②いづれも由緒書より相當後れて居り、従つて由緒書の註記以外の確實な別箇の根據に基いたことの認め難いものであるから、その史料的价值は、いづれも餘り高くは評價し得ないのである。

尙理助家の「先祖傳書」には、翁の開業を十九歳となすと共に行年を六十六歳となし、更に所傳を異にしてゐるが、この書は上述のやうに遙か後の編輯であり、且つ其の根據をも明らかにしないから、これまた遽に従ひ難い。

註

① 京都淨運院所在墓碑銘及び友信親類書。

② 「銅商賣並銅山覺帳」と「銅吹屋仲間由緒書」の作製年代

は、内部の記述又は奥書によつて知られ、「先祖傳書」のそれは、内部に寛政十一年五月の記事があり、且つ筆者友

良は文化七年五月に歿せることによつて推測せられる。

尙、寛延元年九月に奉行所へ提出の「銅方並吹屋覺」(銅方最初覺)とある古記は、右の「銅商賣並銅山覺帳」に見える記述と殆ど異なる所はない。

四 修 業

翁が何時から銅の商賣、或は精鍊に従事したかといふことは明らかでない。前述のやうに、十九歳の時、或は天正十九年に商賣をはじめたと言はれてゐるが、これは獨立しての開業を意味するものと解すべきで、當然それ以前に相當期間の修業期を考慮すべきであらう。其の道に全く無經驗な十九歳の青年が、未知の地へ來て直ちに商賣を始めるといふことが、既に無理であるのに、それが吹屋即ち精鍊所を始めたといふに至つては尙更である。況や又それが南蠻吹を傳習しての開業とすれば、^①この新しい冶銅術傳習の爲めには、當然これに先行する普通の基礎的技術の習得を前提とすべきであるから、このことは愈々困難となるであらう。要するに、蘇我家の銅業關係が翁に始まるか、或は又それ以前よりの消息は不明であるが、^②翁の之に従事したことは相當早かつたとすべきであらう。^③

註

① 鼓銅圖録がかく記述してより其の後の諸書皆之に従つてゐる。

② 「別子銅山公用帳」寛政十一年の條に見える「豫州銅山師 泉屋吉次郎由緒書」(通航一覽卷之百五十八、長崎港異國通

の總括部二十一、商法に見えるものと全文大同小異であ

は當然平兵衛の代からとなる。

る。〕には、「天正元年起業仕、當時まで凡二百二十六年相續仕候」と見え、果してこの通りとすれば、蘇我家の銅業

③ 本節については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」一 生立及び井華旬報第四十號「吾が社の歴史」蘇我壽濟三參照。

五 開業と南蠻吹

翁の獨立しての開業は十九歳で天正十八年(西曆一五九〇年)のことと思はれる。このことは誕生の條で詳しく論じたから、こゝで繰返す必要はないであらう。其の位置は京都の寺町通り松原下ル西側で、事業は單に銅の販賣といふだけではなく、吹屋即ち精鍊所を開き、そこの製品を鬻いだのである。① さてしかしこゝで問題となるのは、そもそもその精鍊が當初より所謂南蠻吹と稱する新らしい冶銅術によつたかどうかといふことである。これに就いて「鼓銅圖録」には、

天正之末。有蠻賈抵於泉之左海。傳拔銀法於住友壽濟。實辛卯之歲也。(中略)住友氏自壽濟以來。以採銅鼓鑄爲業。

として居り、天正十九年泉州堺に於てこの法を傳習し、依つて以て業を興したとするものゝやうで、「垂裕明鑑」以下近時の諸書悉く之に據つてゐるのであるが、更に深く考察するに、之には

必ずしも盲従し得ないものがある。第一に南蠻吹の傳習を明確に天正十九年即ち開業と同年となし、且又其の傳習地を明確に堺とするのは、實は「鼓銅圖録」に始めて見るのであつて、それが果して何に據つたか全く不明であるのみならず、これより以前別に右と異つた所傳が存する。例へば、寛政十一年大阪の郷校懷徳堂の中井蕉園(曾弘)が撰んだ入江育齋(友芳ノ子、翁ノ玄孫)の墓碑銘には、次のやうに記されてゐるが、これは南蠻吹の傳習を開業より或年數を経て後のこととなすものである。

初壽濟類敏多巧思。差入取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精。贏頗多。家用頗富。後見明人白水于泉州。研究其術。肇獲銀於銅中。蓋本邦治銅之法。悉備於吾壽濟氏矣。

又、理助家の「先祖傳書」の翁に關する次の文も、天正十九年に南蠻吹を習得し、これによつて始めて業を開いたとは解し難いものであらう。

大閩治世後。天正十九年。京師寺町松原住。銅吹并銅細工爲業。亦南蠻吹鍛鍊。自銅中勘考銚銀之術。是日本冶銅之祖也。實天下之寶傳。而我家規模也。

かくしてこゝに、天正十九年の南蠻吹習得説は、住友家の家傳として何等明確なものがあつたのではないことが知られるが、更にこれを外部的な資料に就いて檢するに、早く正徳二年に成つ

た「和漢三才圖會」には、慶長年間の習得としてゐるのである。^④この書は浪速の醫家寺島良安が刻苦三十有餘年を費して著はすところで、^⑤南蠻吹に就いては、特に何人の習得とも記してゐないが、また大いに注目すべき記事であらう。

要するに、翁の天正十九年南蠻吹傳習説は特に權威あるものとはなし難く、寧ろ「鼓銅圖録」筆者の一臆説と解すべきで、或は天正十九年開業説より單純に臆斷したものではあるまいか。

惟ふに、新技術の考案傳習には、これに先行する普通技術の充分なる習練と、非常な苦心とを要するのが常であつて、この點と右の諸傳とを考慮すれば、育齋の墓碑銘に言ふ如く、開業の後或年數を経て、恐らく「和漢三才圖會」の説くやうに慶長年中に新技術を傳習し、これによつて家業愈々榮えるに至つたと解するのが、今のところ穩當であらうと思はれる。^⑥

註

- ① 出生の條に掲出の正徳四年の由緒書及び後出の理助家の「先祖傳書」の翁の註記。尙理助家の祖友房の「先祖聞傳書」には「於京五條通銅吹屋御取立」とあるが、松原通りは即ち舊五條通りであるから、これは同一の通りを指すのであらう。
- ② 西尾氏の「日本鑛業史要」に「鼓銅圖録」の天正十九年を掲げたる後「寛政十一年（皇紀二四五九年）住友家より幕府に上れる「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」は、「鼓銅圖録」の製作せられたる享和元年（皇紀二四六一年）より二年前のものにして、記載する所「鼓銅圖録」に同じ。故に「鼓銅圖録」

の所載は同書の撰文者たる増田綱の私言に非ずして、住友家の家傳なるを知るべし」と言つてゐるのを見ると、この

友吹所來訪時期などから文化初年と考へられる。

③ 浪速叢書卷十、大阪訪碑錄所收。

由緒書も天正十九年説を述べてあるやうに見えるが、これ

④ 「和漢三才圖會」卷五十九、金石部。

には、單に「白水と申南蠻人に出會云云」とあるのみで傳習の時期には全然觸れてゐない。誤解を避ける爲め、特に註記

取^ル銅^ノ中^ノ銀^ノ法……………蓋、慶長年中習^ル得^ル法於南蠻人^ノ賞^ム重^シ寶^ス之法。

する。因に「鼓銅圖錄」の作製年次については、西尾氏に

⑤ 同書自序。

詳細な考證があつて、享和元年と推定されてゐるが、圖錄の繪師丹羽桃溪並びに卷頭題字の筆者蜀山人大田南畝の住

⑥ 本節については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」二南蠻吹及び井華旬報第三十七號「吾が社の歴史」南蠻吹六參照。

六 南蠻吹の傳習と其の技法

翁が南蠻吹を習得した時期に就いて、天正十九年説の必ずしも信すべきでないことは上述の通りであるが、さて翁は如何にしてこの法を習得したのであらうか。これに就いて後世の住友家の家傳は、泉州或は更に堺に於て「白水」と稱する一外人より傳習したとなしてゐる。併しその「白水」が果して何者であるかは所傳明確を缺き、「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」や、理助家の「先祖傳書」等には南蠻人、「鼓銅圖錄」は蠻賈と記し、而して入江育齋の墓碑銘には明人と見えてゐる。

かくて「垂裕明鑑」は一應南蠻人として記述したる後、其の南蠻人を以て明人と解するの寧ろ妥當なるべきを推測して、次のやうに述べてゐる。^②

按スルニ、白水ノ界浦ニ來ル事舊記ニ徵考スベキモノナシ。唯住友氏古記ニ南蠻人ト記シ、其人ヨリ製銅法ヲ傳授セリト云フ。想フニ明人ナルベキ乎。天正中明人多ク我邦ニ航シ、界浦ニ碇泊シ、工藝技術ヲ傳ヘル者多シ。乃チ白水ノ如キモ其一人ナル乎。

しかしながら、單なる一「白水」なる外人の古記に徵考すべきものがないといふことが、直ちにその南蠻人たるを否定する何等の理由にならないことは餘りにも明白であらう。且又その南蠻人より傳授のことは、たゞに住友氏の古記にのみ見るのではなく、既に早く「和漢三才圖會」等にもこれを見るのである。かくて育齋墓誌説の根據は尙明らかでないが、^③その新技術を特に南蠻吹と稱する點よりすれば、矢張り南蠻人より傳習したと解するのが最も妥當であらう。^④而して、この南蠻人の名「白水」に就いては、その原語を「ハクスレー」或は「ハックスレー」と解し、更には Huxley の綴を充當せる學者もあるが、^⑤この白水なる名は、寛政十一年の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」に始めて見えるもので、果して如何程確實性あるやは問題である。^⑥又、「住友十四代實錄」といふ小冊子には、「白水」を以て京都南蠻寺の僧「ピアン」となし、翁の南蠻吹傳習に就

いて面白可笑しき物語を記してゐるが、妄誕信ずべき限りではない。^⑦

因に理助家の「先祖傳書」には南蠻吹を以て翁獨自の考案となし、一説として南蠻人傳習説を掲げてゐるが、この傳習のことは、任友家の家傳として、寶曆三年に任友良慶(友房)の記した「先祖聞傳書」を始め、「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」・「育齋墓碑銘」・「鼓銅圖錄」の外、早く正徳五年の友芳の親類書にも見え、外部的には更に早く「和漢三才圖會」にも記されてゐることであり、且又國內に於ける考案ならば、之を特に南蠻吹と名付けることもなからうから、この考案説は從ひ得ない。

さてそれでは、その南蠻吹と稱する精鍊法は具體的に如何なる方法かといふに、先づ銀を含んだ銅を鎔解し、これに鉛を加へて銅と鉛の合金を作る。かくすれば、銀は鉛中にも收集せられる。次にこの合金を熱して鉛の鎔融點(攝氏三二五度)以上に達せしめ、之を壓すると(これを絞るといふ)、銅の鎔融點は更に高い(攝氏一〇八四度)から銅はそのまゝ残り、鉛は鎔解して銀を伴うて流出する。かくて更にこの鉛と銀との合金を灰吹にかけて鉛を灰に吸収させて銀を得るのである。此の方法は、歐洲に於ては八世紀の頃に發明せられたものといふが、「鼓銅圖錄」には繪圖に平易な和文の解説を附したる外、別に漢文を以て更に詳細に之を説明してゐる。今便宜上和

文と漢文とを相對照して示せば次の通りである。

銅鉛を吹合す圖

銀くわくを含めるくわくあら銅に鉛を加へくわくふき合す。これを合せ吹銅といふ。

鎔ス合銅鉛一 謂二之一安一波一
世一不一幾一

銅夾銀如白クハ目ハ者。加鉛放之クハ爐上ニ。鼓鞴鎔化。去土滓與紅炭。用鐵條粘着取之。
形如碎瓦。是謂合銅。大抵銅居十之八。鉛居十之二。但鉛隨零銀多寡耳。銀多則倍之。寡則減之。

銅鉛を吹分る圖

合銅を爐の中へ入吹鑠し、汁にならざる程にし、鐵の道具を用ひ操れば、銅は上の方にとゞまり、鉛は汁となりてながれ出づ。此銅をしぼり銅といふ。鉛を出鉛といふ。かくすれば銅に含める銀を鉛へ勾引出づ。是をしぼり吹といふ。異國より傳へたる吹かたなれば、南蠻吹ともいふ。

分ス撥銅鉛一 謂二之一志一保一利一不一幾一
或ハ南一無一婆一無一不一幾一

將合銅。填之南蠻爐。以之二蠻人所傳一。故名焉。築加炭徐徐鼓籥。用曲鐵杖攪之如泥。

不令_レ鎔_レ化成_レ汁_ト。其鉛則化成_レ汁_ト。就下流出。即鉛夾銀而出也。如其有白目者。亦欲流。工人揮鐵杖。分撥抑止。令不與鉛混。白目常在鉛銅之間。鉛氣盡。白目則ヒ取_レ之。白目盡。銅夾鉛盡。而後灑水取銅。是名志保利。字住友氏用。其鉛則下在凹處。結成一團。是名出鉛。此時銀隱鉛中。尙未現。然其井然分三物。亦可謂巧矣。

銀鉛を吹分る圖

出鉛を以て灰爐の中へ入、炭火にて徐かに鎔かし吹けば、鉛は灰の中へ沈み、銀ばかり中英にあらはれ出づ。これを灰吹銀といふ。

沈鉛取銀 謂之波 伊不幾

取銀 先作灰爐。天工開物是曰灰池。其制放篩灰於地上。令凹。可徑尺餘。至中央稍深。安鉛入炭火。又將濕灰環築。

如隄防。前鑿一竇。設戶扇。爲視。而其上蓋乾土板。濕灰塗其隙。然後緩々鼓鞴。

火熱功到。鉛汁漸滲入于灰中。爲底子。謂之留加須。則世寶凝然。成小圓片。在

中央。此銀名灰吹銀。


右取銀法盡于此。

①「別子立川 公用帳」九番所收、寛政十一年三月附。本公用帳には單に「覺書」とあるに過ぎないが、「通航一覽」所收のものに依ひ便宜上かく名づけた。

②「垂裕明鑑」卷之二、友以君世記。

③碑銘の撰者が漢學者であり、又外人の名が「白水」などいふ支那人名らしいことが關係あるものではあるまいか。

④本節については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」二南蠻吹並に井華旬報第三十三・三十七號「吾が社の歴史」南蠻吹二及び六參照。

⑤井華第十三號（明治四十二年十月號）所載中村啓次郎氏の「の由來」なる文に、恩師渡邊博士の言として、「西洋人中には『ハクスレー』などの姓を有する者もあれば、所謂白水と聞取られし者も亦此の如き姓の人なりしやも知るべからず」とあり。吉田東伍博士の「江戸時代の鑛業について」なる論文にも、「已に南蠻人と申さるれば、或はハッ

クスレーなど、言うた歐洲人であらうとも言はれるが云々」と見え、而して、平凡社の大百科事典の小室靜夫氏の稿には、南蠻人として Huxley の綴が記されてゐる。

⑥このことに就いては○鋪號「泉屋」の由來の項に於て詳述する。

⑦本書は明治廿三年即ち別子開坑二百年紀念の年に當り、外部の何者かゞ専ら一時的射利の目的を以て捏造したもので、壽濟翁を初代任友吉左衛門、政友をその子、友以をその手代となし、又三代吉左衛門は夕霧伊左衛門にて有名な伊左衛門の實子にして政友の養子となし、別子銅山は、政友が父壽濟翁の遺命により踏査發見せるものとなす等、虛妄噴飯の記事に滿ち、その南蠻吹傳習説話の如きも、「南蠻寺興廢記」或は「一切支丹宗門來朝實記」によつて作爲した跡歴然たるものがある。

七 家運の隆昌

翁の開業當時の狀況は明らかでないが、正徳四年の由緒書に、「理右衛門商賣取付候節ハ、惣而銅不自由ニ而、細工向迄之事ニ而、荒銅ヲ以直ニ吹立候。」とあり、又理助家の「先祖傳書」にも「銅吹井銅細工爲業」とあるところなどより推測すると、普通の銅精鍊及び銅細工を業としたやうで、その穎敏巧思と一般銅産額の増加等により、漸次家業の盛大を見たことであつたらう。しかも南蠻吹といふ新技術の傳習はこゝに更に大いなる家運の隆昌を齎したことゝ想はれる。

抑々本邦人は從來銅中に含有せる銀を抽出するの法を知らず、これをそのまま國外に輸出して、徒らに外人の利得たらしめてゐたのであつて、このことは明末の崇禎十年（日本の寛永十
四年に當る）宋應星の著した「天工開物」にも明らかに見えてゐる。即ち左の如くである。^②

商舶漂入中國。名曰日本銅。其形爲方長板條。漳郡人得之有。以爐再煉。取出零銀。

この中國に於ける方法が、翁の傳習した南蠻吹と全く同一であつたか否かは明確でないが、兎も角翁は邦人の未だ知らなかつた新技術を傳習して、巨利を博するに至つたので、その鋪號を泉屋と稱したのも、一説にその恩人「白水」の名に因むとさへ傳へられてゐる。かくてその家業の

日に盛大に赴くまゝに、同業者これを羨み、この有利な新技術の傳授を望んだことは、容易に想像せられよう。理助家の友良の「先祖傳書」の翁の註記に、

吹分之傳。他家銅職。各乞其傳。不許。經年大坂銅家相傳。納證約ニ師弟。

と言ひ、又友良の祖父良慶(友房)の「先祖聞傳書」に翁に就いて、

南蠻吹ヲ御傳受被成、和朝ニ而之吹方元祖也。年をへて大坂吹屋中へ御相傳被成候。其

節證文等御取置被成候由、

とあるのは、即ちその間の消息を傳へるもので、當初は翁も秘して他に教へることはなかつたが、後には特に師弟の約を結んで之を大阪の吹屋中へ傳へたといふのである。その節傳授を受けた吹屋達より翁に納めた證文は、後元祿十年桔梗屋又八なる者が異國銅貿易一手願を提起して、古來の銅貿易商仲間と紛議を生じた際、參考資料として長崎へ送られ、該地に於て誤つて失はれたといふこと^④で、今日その内容を明らかにむべくもないが、それは恐らく翁を徳として、長く厚恩を忘れぬことを誓つたものであつたらうことは推察に難くない。それだけに當時の銅業界に於ける翁の地位が愈々高まるに至つたことが察せられる。しかも、この翁の事業は單に國內的な性質のものであつたのではなく、翁は早くより海外貿易に乗出してゐたやうである。これには今具體的

な直接の資料を缺くが、「銅異國賣覺帳」(假名)を見ると、寛永四年銅貿易が停止された時、これでは家業を失ふとて、泉屋利兵衛・同弟忠兵衛・同八兵衛・同叔父金や長右衛門・同叔母舞鏝鉦屋與兵衛と他門二家合せて七人が解禁歎願の爲め江戸へ下り、十二年間運動をつゞけて漸く目的を達したといふことが記されてゐる。尤も、この銅貿易禁止の時期については問題もあるが兎に角これによつて泉屋の銅貿易が翁に始まることを推測し得るであらう。^⑤

これに就いて思ひ合されるのは、後に述べる元祿五年九月の大阪在任銅貿易商仲間十人の訴狀に、「私共百年餘仕なれ申家業之儀ニ御座候へハ云」とあることで、此等の銅商中最も古いのは泉屋であるから、百年餘は泉屋に當るが、元祿五年より百年餘と言へば、天正年中となり、即ち壽濟翁或は更に其の父平兵衛の時代に當るのである。

而して、この歎願に當つたものが泉屋一家の外は近親者二家・他門二家であつたところを見ても、銅貿易に於ける泉屋の絶對的優勢が察知せられるのである。

そのみではない。右の銅の精鍊及び貿易と相並んで、翁が既に銅山經營に従事してゐたらしいことをも、こゝに併せ舉示して置かねばならぬ。それは曾孫友芳時代の元祿六年五月附の備中吉岡銅山稼行繼續願書に、「私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以^⑥云」と述べてゐること

によつて、住友家が友芳の數代前より銅山經營に従事したことを知るのであるが、この事實に基いて翁に關する傳記資料を検すると、玄孫入江育齋の墓碑銘に、「初壽濟類敏多巧思。差人取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精」と言ひ、又「鼓銅圖錄」にも「住友氏。自壽濟以來。以採銅鼓鑄爲業。」と言つてゐることが注目される。それが果して如何なる確實な資料に據つたものかは今日尙明らかにし難いが、これを前記願書の文言と對照する時、その言ふところの如く、翁の銅山經營もまた之を認め得られるであらう。

以上によつて翁の銅業界に於ける高き地位が凡そ推測せられるが、これに就いて尙述ぶべきは、豊臣秀吉が創建し、子秀頼が再興した京都東山方廣寺の大佛及び彼の大阪役の原因をなした梵鐘の銅は、いづれも翁がこれを納めたといふ所傳のあることである。即ち「文殊院由來書」に次のやうに見えてゐる。

慶長七年ニ又六條東山方廣寺大佛殿ニ留舎那佛ノ像高サ六丈三尺ヲ銅ニテ鑄給フ。此
時泉屋理右衛門ニ被仰付、大分ノ銅ヲ入ル。亦慶長十九年ニ鐘出來ル。同銅ヲ賣ル。

このことは未だ他に直接の史料を見出さないが、京都在住の銅業家として右に見た如き地位にあつたとすれば、敢て異とするに足らず、そのまゝ承認し得ることであらう。⑦ 而して又この翁の地

位を最も具體的に表示せるものゝ一として注目すべきは、京都高倉通り五條下ル淨運院所在の翁の墓石である。それは臺座を合せ八尺を越える(塔六尺、二重臺座二尺餘)巨大な五輪塔で、當時の町家の墓としては最大級の且つ最も整美したものであるからである。^⑧

註

- ① 十六世紀末から十七世紀はじめにかけては金銀鑛業の隆昌期で、銅鑛業の顯著な勃興はその後であるが、國內の統一が進み、國內經濟や外國貿易の發達したこの時代は、やはり銅の産出もだいに増加してゐたことは疑ひない。(小葉田)
- ② 同書卷之下、五金第十四卷銅。
- ③ 「鼓銅圖錄」は相異なるやうに記してゐるが、西尾氏も指摘して居られるやうに、必ずしも相異なるものではないやうである。
- ④ 理助家祖友房の「先祖聞傳書」。
- ⑤ この寛永四年銅貿易停止の問題については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」三 繁榮及び近刊「近世前期の銅貿易株と住友」參照。
- ⑥ 備中川上郡吹屋村御山用控所收。
- ⑦ 慶長七年の方廣寺大佛殿の炎上は、銅像鑄造の際の失火によること「難波戰記」に見えてゐる。
- ⑧ 卷頭圖版第三參照。尙本節については、第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」三 繁榮參照。

八 南蠻吹の流傳と翁の功績

南蠻吹の傳習が、翁の家業發展に寄與するところ極めて大なるものゝあつたことは改めて言ふ

迄もない。しかしそれは何時迄も蘇我家の秘法として外部に秘せられてゐたのではなかつた。理助家の「先祖聞傳書」や「先祖傳書」の翁に關する註記によれば、前にも述べたやうに、既に翁自らによつて大阪の吹屋中に傳授されたのである。その結果この新技術は大阪の地に榮えるに至つたが、またこれよりして、早くより幕府の特別の認許の下に、拔銀した輸出向棹銅並に内地用地賣銅の吹方は、原則として長く大阪の地に限られることゝもなつた。この間の消息は「銅吹屋仲間由緒書」に委しく見えてゐるが、今同書のこれに關する數多い具體的な記述の中から、最も早いものを擧げると、次の如くである。

一唐船者寛永十三丙子年、紅毛者同拾八辛巳年、長崎計りに入船被仰付、唐紅毛ともに銅

屋株人數之外者銅賣渡申間敷旨、猶又長崎御奉行馬場三郎左衛門様山崎權八郎様被仰付

候事

但銅屋株御免之者處々致住居候得共、銅者大坂計ニ而吹調候ニ付、右人數之内他所又者大坂ニ而も、銅屋株而已ニ而吹所無之者者、小吹屋と申方ニ而異國向之棹銅買取、長崎に差下シ候

こゝに馬場・山崎の兩人が相並んで長崎奉行であつたのは、寛永十九年の末から慶安三年の末

迄であるから、これはその間のことを言つたものであるが、これによつて異國銅貿易が銅屋株御免の特定貿易商人のみに限つて許され、且つその取扱つた棹銅といふ輸出向特別鑄型の拔銀銅がすべて大阪に於て調製されたことが知られよう。而してかく大阪を主體とする銅貿易商仲間の輸出銅がすべて拔銀銅に限られてゐたことに就いては、更にこれを詳細具體的に知るべき資料が他にも存するのであつて、元祿五年九月大阪在任の銅貿易商仲間十人より新規銅貿易禁止方を大阪町奉行へ願ひ出た左記の訴狀の如き、その最も恰好なものである。

乍_レ恐以_レ口上書申上候

古來_レ異國人に銅賣渡シ申人數諸國ニ拾六年
御座候内拾人御當地ニ罷在候者共ニ而御座候

(中略)

私共先祖ハ異國人平戸へ入船仕候時節_レ數代銅賣來申所ニ、六拾六年以前寛永四卯ノ年
銅賣渡申儀堅ク御停止ニ被_レ仰付候ニ付、先祖之者共拾貳ケ年之間御江戸へ相詰、豊後
守様伊豆守様御評定所へ御出座之上蒙_レ御赦免候。又貳拾五年以前寛文八申年も異國へ
銅賣渡シ申事御停止ニ被_レ仰付、私共御江戸へ相詰御訴訟申上候節、於_レ御評定所ニ稻葉

美濃守様・井上河内守様・加賀爪甲斐守様被成御意候者、異國本朝立合場之儀ニ而候條、猥ケ間鋪商賣も可致かと被思召上、御停止ニ被仰付候得共、銅異國へ賣渡候得ハ、(少ノ意)銀子無數相渡リ、御重寶ニ被思召上候故、願之通ニ被仰付候間、荒銅より隨分白銀をしぼり出し、跡ヲ棹銅ニ仕、日本之勝手ニ罷成候様ニ賣渡シ候へと被仰付、異國人へ銅之賣口私共へ御赦免被成下候。依之御意之越急度相守棹銅計賣渡シ申候。私共儀ハ百年餘以來銅商賣相續仕候

(中略)

一物而御江戸ニ而日本之商人に銅御拂被遊候ハ、白銀有之候荒銅ヲ御渡シ被成候。異國人に御渡シ候ハ、山師ニ被仰付、白銀不殘しほり取せ、跡ヲ棹銅ニ御吹せ御賣渡シ、荒銅ま吹銅ハ壹錢目も終ニ異國人にハ御渡シ不被遊候。御公儀様御銅御拂被遊候さへ、雜用銀大分御入、不殘吹にくき棹銅ニ計御吹せ被遊候。惣而荒銅をま吹銅ニ仕候時ハ、唐目百萬斤ニ付雜用銀四拾貫目ニ而ハ仕廻申候。又荒銅ヲ棹銅ニ吹立候得ハ、同斤目ニ付雜用銀貳百六拾七貫目入申候。壹ケ年ニ銅五百萬斤宛賣渡シ申積リ、此雜用之違銀千三百拾五貫目入増申候。此雜用銀ヲ以、日本數萬人餓命をつなき申御事ニ御座候所、荒

銅ヲ、ま吹ニ仕候時者、白銀大分日本之御費、其上數萬人及謁命迷惑仕候御事。

一 私共儀異國向銅商賣數代仕來申ニ付、ま吹銅吹下シ異國人へ賣渡シ申儀も能存勝手ニも罷成候得共、荒銅ハ白銀をしほり出シ申儀、日本之御重寶、其上數萬人之者共此雜用銀ヲ以謁命ヲつなき罷在候故、御公儀御定目ヲ急度相守、少も異國人にま吹銅得賣渡不申候。然ハ御法度ヲ急度相守り申私共ハ守りたおれに罷成及謁命ニ、迷惑至極仕候。近年之小吹屋共ハ異國人に終ニ棹銅得賣不申候故、新規之企を以終ニ無之ま吹銅或ハ鑄形を違、異國人望申様ニ吹立賣渡申候。新規之儀不苦儀ニ御座候ハ、私共ハもま吹銅異國人に賣渡シ申様ニ御赦免被成下候ハ、難有可奉存候。然ル上ハ、私共百年餘仕なれ申家業之儀ニ御座候ヘハ、小吹屋共、漸々七八ケ年以來新規之企を以吹下シ申ま吹銅壹錢目も賣せ不申様ニ私共無油斷可仕候ヘ共、御公儀奉恐、得吹賣渡不申候御事。

右之通稻葉美濃守様・戸田山城守様・彦坂壹岐守様右御三殿様乍恐委細御存知被遊、其上藤堂伊豫守様之時分ニも銅名代之儀別而御吟味被成被下候。惣而前々唐船ニ遣申かな具銅迄、壹錢目も外之者共ハ御賣せ不被遊候。市法之内ハ不及申上ニ、先前ハ少ニ而もま吹銅異國人に相渡り申儀無御座候。古銅瓦古藥罐などハ少々參候事も御座候。

是ハ銀氣少も無御座しほりぬき申物故ニ而御座候。然所ニ、新規之企を以、小吹屋とも八ヶ年以前貞享貳丑年の忍ひくニ荒銅鑄形を違、ま吹銅吹下シ申候所ニ、近年ハ世間打はれ、大分ニ吹下シ申儀、少も相違無御座候。ケ様ニ御座候而ハ棹銅吹申事退轉仕、數萬人之者共及謁命迷惑至極仕候間、新規之儀御停止ニ被仰付被下候ハ、難有可存候。以上。

元祿五年申九月七日

御當地古來拾人之

銅屋共

御奉行 加藤 平八郎 様
松平五郎右衛門様

右の訴狀に於て、銅貿易商仲間が輸出した銅はすべて拔銀銅であつたこと、且つそれは既に寛文八年以前に遡ること、又幕府自らが外人に銅を賣渡す場合も、山師に命じて拔銀せしめてゐたこと、並に直接或は間接に南蠻吹精鍊作業に係して生計を營むものは實に數萬人にも及んだことなどが明瞭に觀取されるが、更に元祿八年十一月大阪始め五箇所の銅貿易商仲間十六人より提

出した訴狀^②によれば、彼等の輸出銅が抜銀銅たることは實に寛永四年以前よりのことで、その制の紊れたが爲めに一旦貿易禁止となり、十二年に互る解禁歎願の結果、漸くにして禁を解かれるに至つたが、銀の國外流出防止の嚴密を期するため、新たに銅貿易に關する特許株が設定されると共に、更にその抜銀輸出銅の調製そのものも、爾後は大阪一箇所のみに限られることゝなつたといふのである。即ち次のやうに申立てゝゐる。

私共大坂・堺・紀州・長崎・豊後ニ罷在、異國人五嶋・平戸・薩摩・豊後へ入船之節ハ數代銅賣來申拾六人之者共ニ而御座候。然所ニ新規之者猥ケ間敷銅賣渡候由ニ而、寛永四卯年御停止ニ被仰付候ニ付、數十萬人及謁命迷惑仕候故、先祖之者共拾二ケ年御江戸ニ相詰御訴訟申上、寛永十五寅年於御評定所ニ阿部豊後守様松平伊豆守様色々御詮議被遊、數人御停止ニ被仰付、相殘私共へハ古來ハ被仰付候通、銅之内ハ白銀をしほり取、跡を棹銅ニ仕、賣渡申様ニと、永々御赦免被成下、難有家業相續仕候。然ハ其節ハ銅屋名代極リ申候。

(中略)

一異國向銅於諸國ニ吹拵申時ハ、猥ケ間敷儀或ハ代物替などニ可仕様ニ被思召上候哉、

寛○永○十○五○寅○年○阿○部○豊○後○守○様○松○平○伊○豆○守○様○御○意○被○成○候○ハ、向○後○於○大○坂○ニ○異○國○向○銅○吹○立○申○
様○ニ○急○度○被○仰○渡○候○ニ○付、御○定○目○之○通○相○守○申○候、夫○故○薩○摩○・日○向○・長○門○・豊○後○・豊○前○其○
外○長○崎○近○キ○山○々○諸○國○共○ニ○銅○不○殘○大○坂○へ○積○爲○登○申○候。依○之○私○共○拾○六○人○之○内○泉○州○・紀○州○・
長○崎○・豊○後○ニ○罷○在○候○者○共○迄、皆○大○坂○ニ○而○異○國○向○銅○吹○拵○申○候。

右に於て最後に「泉州・紀州・長崎・豊後ニ罷在候者共迄皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候」とあるのを見ると、大阪以外の者も大阪に吹屋を所持したやうにも見えるが、彼等は單に大阪の吹屋より調製銅を購入したまでに過ぎなかつたことは、前掲「銅吹屋仲間由緒書」の文によつても知られるところで、かやうに輸出向拔銀銅の調製が大阪のみに限られるに至つたことは、もともとそれが主として大阪に行はれたことを示すものであらう。

而して、右の事實に關聯し、こゝに甚だ興味を惹かれるのは、曾て東京大學教授渡邊渡博士が獨逸に留學中、一日或圖書館に於て、和蘭人が日本銅の金銀含有量が頓に減少したことに不審を懷いて記述せる事項を讀み、これをその時代に徴して、恰も壽濟翁の南蠻吹傳習後に相當するを知り、少なからず快感を覺えられたといふ事實の存することである。^③これすなはち上述するところと正によく符合するものといふべく、此等の事實によつて、南蠻吹が早くより相當廣く流傳し

て盛んに實施され、従つてその國家に貢獻したところ著大なるものゝあつたことが明確に知られるであらう。

それでは大阪に於ける南蠻吹の吹屋は如何程あつたものかといふに、「銅吹屋仲間由緒書」によると、元祿十二年の頃は十六人、其後正徳二年に至つて仲間十七人に定まつたといふ。これより以前のことは的確には知り難いが、尤も、右の元祿十二年の記述^④の、

昔長崎ニ而海泊通市之事始々此方、外國之人交易して得る處之銀を以テ換ふる所之銅を
は、大坂吹屋拾六人を運送しけり

とあるのは、延寶六年決定の全國銅貿易商十六人を錯覺したらしく、當てにはならぬが、相當早くより十數人を數へたことは認めてよいやうである。しかもこゝに注目すべきは、縱令其の人數は古來略々同様であつたとしても、家は必ずしも同一の家が繼續してゐたのではないといふことである。現に蘇我家の所有した二乃至三の株は程なく住友家に繼承されたが、^⑤それもやがて失はれ、曾ては約十軒もあつたらう古來の大吹屋も、^⑥正徳二年の頃には住友の泉屋の外は、大坂屋と大塚屋との二軒のみとなつてゐた。小吹屋に於てもこれは同様で、曾てあつた小吹屋で元祿五年の十一軒の中に見當らぬものがあり、^⑦正徳二年にはそれが十四軒に増加してゐるものゝ、前年嘗

時の家は僅かに四軒に過ぎず、十軒はすべて新たな家である。従つてそこに絶えざる新陳代謝を見るのであつて、今右の正徳二年の十四軒の小吹屋の開業に就いて檢すると、最も早いのが正保元年で、以後寛文十二年迄の約三十年間に五軒、元祿五年より正徳二年に至る約二十年間に九軒となつて居り、其中元祿の四軒或は五軒を最多として、正徳の三軒がこれに次いでゐる。^⑧かくて以上を通觀する時、そこに南蠻吹流傳の盛んな有様が窺ひ得られるので、この場合新規吹屋が從來の吹屋の一族である場合は、極めて自然な経過と見られると共に、約三分の二に右の關係が認められず、手代・細工人又は全然新たな開業者であることは注目しなければならぬ。これは正徳六年吹屋仲間が幕府より命ぜられた輸出銅五百萬斤の吹賃見積書を提出した際、若しこれ以下で請負を願出る者があれば誰にでも命ぜられたいと申述べてゐることや、延享元年江戸に於て輸出用銅吹方を願出る者があり、^⑩又寶曆元年にも仲間以外の大坂平野町壹丁目錢屋四郎兵衛其他諸方より同様之を願出た事實のあること、^⑪或は又明和年中にこの錢屋四郎兵衛と鹽屋左次郎とが相次いで南部銅の輸已向吹方を行つたことなど、共に、^⑫この南蠻吹が既に早くその秘傳性を喪失して、一般に廣く傳はつてゐたことを示すものである。このことに關聯して尙注目されるのは、幕府自らがまたこの法を實施してゐたことで、例へば正徳享保の貨幣改鑄に際し、大阪の吹屋が銀銅

吹分に最も熟練してゐる故を以て、幕府より古銀の吹分を命ぜられ、仲間十七軒を舉げて之に従事したのであるが、當時別に江戸銀座に於ても之を行つて居り、又文政年間に作製された金座の圖には、住友家の「鼓銅圖録」に見ると同様な南蠻床を畫いてゐて、この法を住友氏より傳習したと傳へてゐるといふ¹⁴。而して鑛山に於ても、足尾銅山では、早くよりこの法を實施してゐたのであつて、それは前掲元祿五年九月の訴狀に、山師に命じて白銀をしぼり取ると言つてゐるのが、元祿八年十一月の訴狀には更に「足尾御銅山ニおゐて」と附言されてゐることによつて知られるし、又天和二年には佐渡鑛山に對し特にこの法の實施を命じたといふことである¹⁵。殊に元祿の初め秋田藩の黒澤浮木が著した「至寶要録」に、「先年、大坂の者當地へ下り、銅のしぼりやうをしりたるといふゆへ、床拵させ、銀をしぼらせて見たれば、阿仁銅山のうち、二の又・板木澤の銅、夫に次では、かや草の銅にしぼり銀おほかりし。扇の平・三枚などの銅はしぼり銀すくなかりし。云云」と言ひ、別に南波床即ち南蠻床の銀の絞り方を説明してゐるのは甚だ興味がある。又元文の頃住友家で記した「たからの山」と題する諸國鑛山記の攝津多田銀山の註記に、「但足り物則山本にて鍔取銅大坂に上ル。」とあるのも、同山に於ける南蠻吹の實施を示すものであるが、生野銀山では寛永頃に「カタゲ吹」が多田銀山から傳へられ、これは大床、南蠻床、灰吹床を一

連のものとする銀銅の精鍊法であつた。生野銀山の産銅は元祿頃より次第に著はれてくるが、これはすべて銀を絞つた銅であつた。^⑩ 其他別子はもとより小坂・神岡・椿等を始め、明治更には大正年間までこの法を使用してゐた鑛山は全國に亙つて相當に多く、かくて近代に於ける我が國銀産額の約六割が實にこの南蠻吹によつたといふことで、^⑪ この事實は、この法が如何に有益にしてその利用されることの如何に廣かつたかを最も雄辯に物語るものである。されば、彼の銅業家ならぬ一醫師寺島良安が、早く「和漢三才圖會」に、「取銅中銀法」として、南蠻吹に關する的確な記述をなし、^⑫ しかも壽濟翁の斯法傳習にも住友家の業務にも觸れるところなく、又、「鼓銅圖錄」に本邦に於けるこの南蠻吹が住友氏（本書は壽濟翁を住友氏としてゐる。）に始まることを世人多く知らぬと慨いてゐる如きも、また實にこの法がかやうに早くより一般化した結果に外ならない。通俗的な「日本山海名物圖會」にさへ圖を掲載して記述せることも、こゝに思ひ合すべきであらう。こゝに至つて、翁の南蠻吹傳習が長期に亙つて如何に大なる國益を齎らし來つたか、今更の如く其の功績の偉大なるに驚かざるを得ないのである。然るに、鑛山懇話會編「日本鑛業發達史」や白柳秀湖氏の「住友物語」を見ると、全く事の真相を見誤り、この南蠻吹は今以て住友家の秘法として口傳的に傳へられてゐるものと信じ、殊に後者の如きは、これによつて現代に於ける住

友家の因襲性を攻撃し、又住友關係技師の無能を慨してゐる。これ實に史實に暗き結果で當らざるも甚だしく、折角の翁の大功を没し去つた點に於て、誠に遺憾のことと言はねばならぬ。²⁰²¹

註

① 銅異國賣覺帳所收。

② 同右並に該訴狀控。尙、この訴狀に關しては、七「家運の隆昌」註⑤並に第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」六 功績參照。

③ 井華第十三號(明治四十二年十月一日發行)所載中村啓次郎氏稿「◆の由來」。

④ 新井白石の「折たく柴の記」より拔萃したものらしい。

⑤ 一二「妻子及び後裔」の條及び第壹輯「住友家と蘇我家」參照。

⑥ 「銅吹屋仲間由緒書」に見える寛永十五年認許の銅貿易株仲間二十三軒の中、大阪在住十二軒の殆んどが大吹屋であつたと考へられる。而して「年々帳二番」所收の正徳四年の「銅屋共家業相勤候年數之覺」によれば、延寶五年には十人で、正徳四年の現在は三人になつてゐる。尙「銅貿易株仲間二十三軒」は寛永以來延寶六年迄の總數である。(前掲

「住友の歴史」參照。)

⑦ 例へば友房の「先祖聞傳書」によれば壽濟翁の長女の子が若狭屋四郎右衛門と稱して、小吹屋をしてゐたが、「子孫在之候へども其後行方不知」ともあり、元祿五年の小吹屋十一軒の中にその名が見えない。

⑧
⑨
⑩ } 銅吹屋仲間由緒書。

⑪
⑫ } 同右及び銀吹分萬留帳・同公用帳・古來より銅方萬覺帳等。

⑬ 財政經濟學會編「日本貨幣史」別編鈴木俊三郎氏「金座考」の八一兩釐吹の由來。

⑭ 佐渡年代記・佐渡之夢。

⑯ 生野の項補訂。(小葉田)

⑰ 明治工業史鑛業篇、銀・銅及鉛製鍊の發達の各章及び住友本社發行雜誌井華第三號所載別子鑛業所技師長山本武一氏稿「銅の話」。

⑱ 平凡社「大百科事典」小室氏稿「南蠻絞」。

⑲ 「和漢三才圖會」卷五十九、五ノ裏、

取ニ銅中銀一法。用ニ平一銅一加レ鉛分之ニ以ニ南蠻鑪一鑪ニ
化之則鉛伴レ銀流一出。鑪以テ餘ヲ取ニ鉛一銀條者一復以ニ灰
吹鑪一鑪之則銀屯ニ於鉛中一再鑪レ之法用ニ染家古一灰一和ニ
藥灰一水洗晒一乾一一夜露宿而篩一淨一入ニ坩中一爲レ四處
投ニ鉛一銀條者一以ニ炭一火一鑪一化。則鉛浮銀一沈其銀乃名ニ南
鑪一一名是也、用ニ上ニ一件渣銅一以ニ小一吹鑪一鑪ニ化之ニ爲ニ正
銅一有ニ種一銅圓一銅鍊銅一之名皆因レ形名レ之帶ニ微黃光色一
者爲レ上帶ニ微黑點一者爲ニ下品一(以下略)

⑳ 「日本鑛業發達史」總説、

(上略)

天正十九年住友家の祖蘇我理右衛門なるもの泉州堺に於て、蠻買白水より、銀銅吹分の法を習得し、爾後我産銀

蘇我理右衛門壽濟翁の研究

著しく増加するに至れり。此法は住友家の秘法と稱せられ、今日に至るまで外部に發表せられざるが爲め、其の詳細を知ることを得ざるも、曩に博多の神谷壽貞が支那に於て明人より傳授されたるものと大略同じきが如し。

(下略)

「住友物語」一「粗銅分析術の元祖の條、

(上略)

粗銅を銅と銀とに分析するには、現に電氣分解の法が行はれてゐる。理右衛門が天正十九年堺に來た南蠻人白水なるものについて學んだ分析法が、今日の電氣分解でなかつたことはいふまでもない。それなら如何なる方法であつたかといふに、これは住友家の家傳として傳つてゐる筈で、未だ世の中に發表されて居ぬ。今日恐らく幾十百人を以て數へるであらう住友家の専門技師の中にも、曾てこの歴史的分析法の方程式に就いて考へた人のないといふことは惜しむべきである。吾々の外部から窺ひ知り得るのは、「垂裕明鑑」に記されてゐる次の一條ぐらゐるものである。勿論この記述にも吹方の精細に關して

は、何等とく所がない。吹方といふよりも寧ろ倉庫に陳列して老中の縦覽に供した銅の分類ともいふべきであらう。吹方は恐らく家傳の祕密で、口授となつてゐたものに相違なからう。

(中略)

しかし住友家には家傳として、モット、詳しい方法が傳はつてゐるに相違ない。それを今日までも祕密としてゐるといふことは、いさゝか因襲にとらはれすぎではあるぬか、

かやうな方法はよろしく出來得る限り詳細に發表して、日本鑛業史の活きた資料とすべきでないか。殊に當主が京都帝國大學に史學を専攻されるといふに至つて尙更のことである。云々

(以下略)

② 本節については第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」一六 功績及び井華旬報第三十八・九號「吾が社の歴史」南蠻吹七の一並に七の二、八參照。

九 南蠻吹初傳者の問題

我が國に於ける南蠻吹の最初の傳習者が壽濟翁であるとは、住友家に於て早くより傳へ來つたところ^①で、從來一般にも認められてゐたが、^②其後これを神屋壽貞とする一異説が提示せられ、それが漸次有力化せんとする傾向のあるのは、甚だ注目すべきこと、言はねばならぬ。この神屋壽貞説は、西尾銈次郎氏により大正十一年十月の日本鑛業會誌上に發表されたもので、同氏の著「日本鑛業史要」にもそれが摘要掲載されてゐる。引用には稍々長きに失する嫌ひがあるが、最も重要な點であるから、煩を厭はず之を左に掲げよう。

其後諸書を涉獵する間に於て、聊か到達し得たる點あり。即ち前記の南蠻吹の傳來は縱令天正十九年とするも、慶長年中とするも、其差は十年若しくは二十年に過ぎず。然るに尙之より七八十年或は百年も古へに遡るべきものにあらずやと感ぜり。

「石城志」は明和二年(皇紀二四二五年西曆一七六五年)博多の醫津田元觀の著にして、博多地誌中の上乘のものにして、頃日永積純次郎博士の盡力にて手に入れたるものなり。之を翻轉通覽するに、

神屋壽貞は博多の産なり。其頃いまだ日本にて金銀を吹分くる事を知らずして、多くの銅を明朝に渡して吹分けさせけるを、壽貞思ひけるに、我邦の重寶を異國に渡す事はなげかはしきわざなりとて、妻子を捨て、大明に入り、數年が間留まりけるに、いかゞしたりけん、一郡のあるじとなり、思ひのまゝ金銀の吹きやう及び錫鉛より銀を取る事など傳へ得て歸朝し、諸國に金山を起せり。故に今に至るまで、最初山入の時必ず壽貞祭といふ事をなすなりといへり。又石見國其外かな山にも壽貞明神と崇め祀るとかや云。又近年石見かな山の者來りて、博多に神屋壽貞といひし人の子孫ありやと問ふ。同處に波底寺といふ眞宗^③の寺あり。之を再造せんとして棟札をおろし見

るに、筑前博多住神屋壽貞建立と有るよし語れり。壽貞は即ち宗湛が祖父(曾祖父ならん)なり。

以上の記事に據りて、神谷壽貞夙に明に渡り、拮据多年拔銀の法を傳習したるの事實を認め得べし。尙同書には博多の商人滿田助右衛門は又明に渡り、朱の製法を傳習し、歸りて、之が製造に従事したり。是れ我が朱製造の元祖なりと云ふ。

足利氏の末期に於て、我が西國の民は或は貿易船として又は所謂倭寇として南清各地と交通往來頗る頻繁なりし際なれば、西陲の有爲の士が海を渡り、明に入りて、彼の技術を輸入せしが如きは、最も有り得べき事實と解すべきが故に、壽貞の入明して拔銀法を傳へたりと言ふも、敢へて不當の事に非ずして、却つて當時の情勢を躍如たらしむるものあるを覺ゆ。

神谷家は金屬鑛業を營み、家富み、代々博多の巨商たり。壽貞の曾孫宗湛は千利休、天王寺屋宗及等と時を同じうし、風流の名一世に高し。秀吉の島津氏を征するや、筥崎陣所に召して茶を賜へりと云ふ。

次に吾人の知らんと欲する問題は、壽貞は果して「石城志」の記載の如く拔銀の業に

従事し居りしや、又其傳來の年代如何に在り。以下少しく之が考察を試みん。

石見銀山の諸舊記を觀るに壽貞〔銀山舊記〕には神谷壽亭とあり、「銀山通要字録」には神谷壽貞、「石見國銀山要集」には神屋壽貞とあり。〕大永六年

〔皇紀二一八六年
西曆一五二六年〕丙戌三月廿三日石見國溫泉津に假泊して仙〔南ノ誤カ〕の山の異光を望ん

で、遂に石見銀山〔後世大森銀
山をいふ〕を發見したりと。壽貞は年來雲州口田儀の人三島清左衛門

が稼行し居りし鷺銅山の銅を購入し居りしが、此度同鑛山に赴かんとせし途中に此出來事ありしなり。

抑も鷺銅山は雲州杵築の東北方小山脈を越え一里餘の處に在り。北は日本海に面せり。鑛床は黒鑛鑛床にして、其鑛石含有成分〔百分率〕左の如し。

金 ○、○○○四 銀 ○、○三六四 銅 一、九〇

今假りに此鑛石より八十五の實收率を以て含銅八十五の粗銅を得るとすれば、其粗銅含有百分率は左の如し。

金 ○、〇二一 銀 一、八一 銅 八五、〇

之を黒鑛を製鍊する他鑛山の粗銅の含銀千分の一乃至五、含金十萬分の一乃至六なるに比較すれば、鷺鑛山の黒鑛より得たる粗銅は金銀の含有著しく高きを見るべし。故に

鷺鑛山の粗銅は拔銀原料としては最も優良のものなりしを知る。(此銀中の金は如何に處理せしやに關しては他日の論議に譲る。)「銀山通用字錄」に曰く、神谷壽貞者年々買雲州銅と。此の如き含銀多き銅を年々多量に買入れ居り、且つ自身遠き海路を雲州までも往來しつゝありしことを思へば、壽貞が鷺鑛山の銅を單純に世間普通の素銅として買入れ居りしに非ざる事も亦察し得られざるに非ざるが如し。

是等の事情を綜合推測して、神屋壽貞が入明して拔銀法を傳習し、之を我が邦にて實用せしと言ふは或る程度までは事實として認むるも差支なきを覺ゆ。尙其年代は石見銀山發見の大永六年以前なるは勿論にして、或は永正年間にも遡り得べけんが、今は遺憾ながら之を推定するに由なければ、假りに永正・大永の頃(皇紀二一六四・二一八六年
西曆一五〇四・一五二六年)と推定することとせん。

當時の支那の狀勢を観るに、彼の佛郎機の名を以て呼ばれたる葡萄牙人(史學雜誌第三
十三編第七號)の始めて廣東に來航せるは明の武宗正德十二年にして、我が永正十四年(皇紀二一七七年
西曆一五二六年)に當り、壽貞が大森銀山を發見せし大永六年(皇紀二一八六年
西曆一五二六年)より僅かに九年前なり。故に壽貞が支那にて傳授したる拔銀法は近代の歐洲人が海上を航行し來りて傳播せし文明の結果

に非ずして、或は古く大陸交通の結果として齎らされたる文化の一部と認むべきものは非ずやと思はる。

以上は零細の事實を基礎として、當時の情勢を稽へ臆斷したるものなれども、住友家傳授以前に拔銀法の既に支那人より我が邦に傳はりしは略推測するを得べけん。

右の説は、要するに、「石城志」の壽貞傳を主要の論據とし、「石見銀山舊記」其他の記述、並に當時の一般狀勢に對する考察を以て傍證たらしめんとされたもので、甚だ用意周到なるものがある。かくて其後昭和五年に刊行された日本工學會編の「明治工業史・鑛業篇」や同七年に刊行された鑛山懇話會編の「日本鑛業發達史」を見ると、壽貞の南蠻吹初傳のことは、最早既定の事實として取扱はれてゐる。即ち次の通りである。

「明治工業史・鑛業篇」

是より先、我が國に於いては未だ含金銀の粗銅より金銀を分取するの法を知らざりしかば、之を粗銅として明國と交易せり。而して同國にては、更に之より金銀を拔取し、巨利を占めつゝありき。永正・大永（西曆一五〇四—二六年）の頃、博多の人神屋壽貞、大いに之を嘆き、自ら支那に渡航し、居ること多年、遂に其の法を習得し、歸りて之を

傳ふ。是南蠻絞法の鼻祖なり。此の法たる、蓋し、大陸交通に依つて泰西より、支那に渡れるものなるべし。當時博多の商人滿田助右衛門も亦、入明して朱の製鍊法を傳へたりと謂ふ。壽貞の歸朝するや、九州を始め中國地方より、盛んに銅を集め、銀を絞りて遂に博多の巨商となれり。又石見銀山の發見の如き、即ち其の副産物にして、其の他多くの鑛山を開發して、其の名天下に洽し。故に後世鑛山を開くもの、必ず先づ壽貞祭を行へりと謂ふ。壽貞は豊臣時代風流一世に冠たりし宗湛の曾祖父なり。

(中略)

天正十九年(西曆一五九一年)大阪の銅屋、泉屋壽齋(住友氏の祖)泉州堺に於いて蠻賈白水より拔銀の法を傳授せられ、銅より銀を絞り出すことに従事せり。豫て此の法は當時より約百年前、神屋壽貞の支那より傳習せし法と同一なるも、大阪の地に於いて盛んに操業せしが爲、廣く世に行はれ、且、其の方法も亦、南蠻絞法と稱せられ、産銀増加に多大なる貢獻をなしたり。

「日本鑛業發達史」

當時支那に輸出せられたる貿易銅は多く加工品(器物多し)なりしが、往々粗銅のまゝ送ら

るゝものありて、何れも多少の金銀を含みたり。明國人は此等より金銀を抽出して、利潤を收むるを例とせるが、神谷壽貞(博多の人にして大森銀山を再興せる人)大いに之を遺憾とし、大永年間(紀元百八十一年頃)自ら支那に渡り、滞在數年の後、遂に其の抽出の法を習得し、歸りて之を邦人に傳へたり。之れ即ち南蠻絞り法の鼻祖とも云ふべきものにして、後年蘇我理右衛門(住友一人)が、泉州堺に於て、蠻人より傳授せられたる所謂南蠻絞法と略同一のものなり。

(中略)

天正十九年住友家の祖蘇我理右衛門なるもの泉州堺に於て、蠻賈白水より銀銅吹分の法を習得し、爾後我産銀著しく増加するに至れり。此法は住友家の秘法と稱せられ、今日に至るまで外部に發表せられざるが爲め、其詳細を知ることを得ざるも、曩に博多の神谷壽貞が支那に於て明人より傳授されたるものと大略同じきが如し。

こゝに至つては、事は既に解決して最早何等の問題をも残して居らぬかのやうに見受けられる。併しながら、これを慎重に考察する時は、さやうに簡單には斷定し得ないことが知られるのである。

今「石城志」の壽貞傳を検するに、西尾氏の引用文のみに就いて觀れば、壽貞は銅より金銀を

吹分くる術を學ぶ目的を以て明國に渡り、多年辛苦の結果能く所期の目的を達して歸朝したかのやうにも解せられるが、京大國史研究室所藏の「石城志」の古寫本及び東京上野圖書館所藏本によれば、右の引用文の初めの「金銀を吹分くる」は「金銅吹分る」となつて居り、又、數本を比較參考の上印刷されたといふ筑紫史談會發行の「筑紫史談」附録のそれも此等と全く同じである。尙右の引用文に於て「又石見國其外かな山にも壽貞明神と崇め祀るとかや」の次に「云云」として省略された部分には右の三本で見ると、

今按に金銅吹分る事は本朝の人今にしらすといへり。しかれとも家説に従ひてしるし侍る。

とあつて、こゝにも「金銅吹分る事」と記し、前後よく相應じてゐる上に、この技術は邦人今なほ知らないといふことで、従つて事實は確かではないが、兎に角家説のまゝに記して置くと云つてゐるのである。而して又、右の引用文の後には更に次の如き一文さへ附記されてゐる。

徒然草に云。博多に神屋壽貞と申入道大明に渡り、銀吹しやうを習ひ歸朝せし也。其時分は石見國の山に錫鉛はかり出ぬるを、壽貞石見の銀山に至り、白銀吹出してよりこのかた、日本銀吹ぬる事必定也。今博多に其子孫あり。

かくて今改めてこの壽貞傳の全文を初めより通讀するに、こゝに感ずることは、壽貞が明國に於て粗銅吹分術を習得したといふことは明確を缺き、筆者自らも何等確信を持つてゐないといふことである。又事實壽貞の新技术實施の跡に就いて之を検するも、「石見銀山舊記」等に記すやうに、彼が銀鑛を吹鎔して銀を採ることを始め出したといふことは認められるが、粗銅吹分のこと^④は前掲「石城志」の記事以外には全く傳へもされて居らず、痕跡の片鱗も認められないのである。

抑々壽貞が石見の大森銀山を發見したのは、出雲の鷲銅山の産出銅購入の爲め出雲へ航行途上のことであつたといふから、彼が銅商たりしことは、大森銀山稼行以前のことである。従つて彼が粗銅吹分術を習得してゐたとすれば、他に比して金銀を含有すること著しく大なるこの鷲銅山の産出銅に對し、逸早くその新技术を實施してゐたことは、些かの疑もない。しかし、それは飽くまで彼の新技术習得の假定に立脚してのことであつて、若しこの假定が成立しなければ、如何に金銀を多く含有する有望な粗銅が存しても、それは結局無意味である。然るに、今其の假定は結果的に觀て成立が甚だ覺束なく思はれる。それは彼がこの新技术を實施したものとしては、折角の有益なるこの技術が、其後何人にも全く傳はらなかつたといふことが理解し難いからである。前引「明治工業史・鑛業篇」や「日本鑛業發達史」には、「歸つて之を邦人に傳へた。」と言ひ、殊に前

者には、「壽貞の歸朝するや、九州を始め中國地方より、盛んに銅を集め、銀を絞りて遂に博多の巨商となれり。」とまで述べてあるが、これは果して何に據られたものであらうか。^⑤近世に行はれた所謂南蠻吹の粗銅吹分術がこの壽貞より出でず、實に壽濟翁より傳はつたものであることは、前に第七項「家運の隆昌」及び第八項「南蠻吹の流傳と翁の功績」に詳述したところによつて既に明らかである。又現に西尾氏自らも前掲明治工業史の記述に於て、「豫て此の法は當時より約百年前、神屋壽貞の支那より傳習せし法と同一なるも、大阪の地に於いて盛んに操業せしが爲、廣く世に行はれ、且其の方法も亦南蠻絞法と稱せられ、産銀増加に多大なる貢獻をなしたり。」と述べて、これを認めて居られる。然るにこゝに不可解なことは、壽貞が傳へたと氏が考へられる拔銀法とは、「石城志」以外に窺知すべきよすがもなく、しかもそれには單に「金銀の吹やう」と見えるのみで、これ以上何等具體的な方法を示してゐないのであるから、それが果して南蠻絞或は南蠻吹と稱された壽濟翁の技法と全く同一のものであつたか否かは知り得べくもないに拘らず、單純に之を同一視してゐられることである。従つて氏が壽貞を目して南蠻絞法の鼻祖なりと言ひ、又壽濟翁に就いて、その技法が壽貞傳習の法と同一なりと言はれるのは、氏一箇の臆斷といふ外はない。況んや日本鑛業發達史の筆者が、これに盲從するのみか、更に「此法は住友家の秘法と

稱せられ、今日に至るまで外部に發表せられざるが爲め、其詳細を知ることが得ざるも、曩に博多の神谷壽貞が支那に於て明人より傳授されたるものと大略同じきが如し。」と言ふに至つては、啞然たらざるを得ないのである。住友家は此の法を秘法として、今日に至るまで外部に發表せぬといふが、壽濟翁が大阪の吹屋仲間^①に傳授し、爾來この法廣く一般に流傳して多大の國益をなしたことは、既述の如くであり、且又享和二年にはこの法は「鼓銅圖錄」として、各精鍊過程及び所用器具の圖に和漢兩文の平易な説明を附して刊行されてゐるのである。これに對し壽貞の傳習したといふ技法なるものこそ果して何によつて知り、何處に流傳の形跡が認められるであらうか。抑々南蠻吹精鍊が既述の如く、壽濟翁より秘法の傳授を受けた大阪の地に榮え、異國向拔銀棹銅並に内地向地賣銅の吹方が早くより幕府の指令に基き、原則として大阪の地に限られたのみならず、その吹屋の筆頭が古來一貫して蘇我家の事業を繼承した住友家であつたといふこと^②、而して又九州在住の銅貿易商仲間が古來僅かに二三人で、しかも壽貞の子孫にも、將又壽貞の住所博多はもとより、筑前全體にも一人もなかつたといふことが、最も端的にこの法が壽濟翁より出で、壽貞よりは出でなかつたことを示してゐるのである。此の場合、壽貞は固く其の新技術を秘した^③が爲めに、外部はもとより、子孫にさへも傳はらなかつたと解するか、或は又大森銀山の銀鑛よ

り直接採銀する方が遙かに有利にして、この業に逐はれた爲め、粗銅吹分の法は未だ之を充分に實施するに及ばず、これが爲め遂に世に傳はるに至らなかつたと解する如きは、「石城志」に言ふ如き彼の入明の目的並に新技術習得の苦心等に鑑み、將又常識に照して、何人も容易には與し難いところであらう。現に彼が習得し來つた新技術の中、他のものは廣く世に傳はつて日本鑛業界に劃期的な發展を齎し、これによつて彼が鑛山業の神として崇められてゐる事實を思ひ合すべきである。是に於て、今や翻つて「石城志」の粗銅吹分に關する記述そのものに更に檢討を要するものがあると思はれる。

今前述の三本に據る時は、粗銅吹分の語句は前後共に「金銅吹分」とあつて、前後一致し、且又この「金銅吹分」のことは、黒澤氏の「至寶要錄」にも、「銅に金銀氣なく銅計の鉞は歩付よきなり。銀氣の有鉞は、銅しぼりの時、銀多く出るゆへ、上高の直高し。金氣の有鉞は、金しぼり取事ならぬものなれば、直高き事もなし。中略銀はしぼりとれども、金絞る事は、異國はしらず、日本にてはならぬと云。」とて、その不可能なるを言ひ、其後「和漢三才圖會」には、方法ありとして説明してゐるものゝ、極めて危険にして至難の作業と記して居り、従つて、銀銅吹分とは大いに趣を異にし、殆んど行はれなかつたやうであるから、「按に金銅吹分る事は本朝の人今にしら

ずといへり」とあることも、自然に首肯し得られるであらう。然るに若し西尾氏の如くこれを金銀を銅より吹分くる南蠻吹の事とするならば、南蠻吹があれほど一般的であり、常識的であつたに拘らず、これに對して「本朝の人今に知らずといへり」などいふことは、餘りにも間の抜けた話となるのである。かくてこゝに問題となるのは彼が實際習得し來つた技術として「金銀の吹やう」とあることで、或はこれも「金銅の吹やう」の誤ではあるまいかとも疑はれる。かく解することによつて、この記述の文意が全體として首尾一貫最もよく通ずると考へられるからである。而して、若しさやうに解し得るとすれば、假りに壽貞が事實金銅吹分の法を傳へたとしても、それは銀銅吹分術たる壽濟翁傳習の南蠻吹とは別箇のものとなるのである。併し又こゝのみ「金銀の吹やう」とあつて、「吹分やう」と言つてゐないことは、それが粗銅の吹分ではなく、金銀鑛より直接金銀を採取することを意味するものと解せられる理由がある。これは石見銀山舊記や銀山通用作録などを見ても明らかであるが、又、その「思のまゝ金銀の吹やう及び錫鉛より銀を取る事など傳へ得て歸朝し、諸國に金山(これは黄金の山ではなく、かな山と讀むべきであらう)を起せり」といふ文のみに就いて言へば、これを前記徒然草に、「銀吹出しゃう」を習うて歸朝し、石見銀山に於て白銀を吹出したと言つてゐるのとも照合して、寧ろかやうに解すべきものゝやうに考へられる。粗銅の吹分には必ず

しも「かな山」を要せず、大森銀山發見以前のやうに、粗銅の購入のみにて事も事足るのであり、又この爲めに必要な「かな山」ならば、それは銅山であるが、壽貞が銅山を開拓したことは、寡聞にして未だこれを知らない¹⁰。従つて、この「諸國に金山を起せり」といふことは、その「金銀の吹やう」が「石見銀山舊記」に現實に見る如く、寧ろ原鑛精鍊であることを意味すると解すべきやうである。かくして、壽貞の粗銅吹分に就いては、唯一の所傳とされる「石城志」の文さへも、その實施に至つては現實に何事も語つてゐないことが認められるであらう。

以上の如く考察して來ると、「石城志」の粗銅吹分に關する記述は甚だ明瞭を缺いて、疑義すべきものあるのみならず、壽貞の斯法實施の跡を徵考すべき何物もないといふことは特に注目せられねばならぬ。而して又、この「石城志」なる書が、壽貞の時代よりは二百數十年も經た遙か後世に、著作されたものであることも、こゝに一考の要なしとせぬであらう。従つて、現在の如き資料關係に於ては、神屋壽貞を我が國に於ける南蠻吹の初傳者と臆測することも尙困難を覺えるのであつて、況やこれをかく斷定するが如きは、容易に首肯し難いと言ふの外はない。又假りに壽貞が明國に於て粗銅吹分術を習得して歸朝したとするも、之を我が國に於て實施したる成跡の見べきものなく、且つはそれが彼一箇に止つて世に傳はるところもなかつたとすれば、其の意義

たるや殆ど言ふに足らないのである。是に於て、近世以後に於ける南蠻吹流傳の本源たる壽濟翁を以て事實上の初傳者となすことは、何等妨げなきのみならず、寧ろこれを以て眞に妥當なりとなすべきであらう。^⑩

石城志の如き後出の書物を離れて、石見銀山舊記等に見える壽貞が天文二年博多から宗丹・慶壽の二人の吹工を帶同して、銀山にて白銀の精鍊に成功したといふ新技術と覺しき精鍊法につき一考しておく。銀山濫觴記には大永六年の開発以來、白銀精鍊の成功以前は馬路村の灘、古柳、軈ヶ岩の浦へ買船多く來て銀の鏈を買取つたと記してゐる。これによると銀鏈即ち銀鑛石のまゝ賣却したやうである。

さて石見銀山は、十六世紀中頃以後十七世紀中期にかけて隆昌を極めた、金銀山の開発の先驅をなすもので、日本の近世貴金屬鑛業の發端となつたものである。近世の銀鑛の精鍊法は、銀鑛に鉛を合せ鎔解して含銀鉛(貴鉛)を抽出し、これを灰吹にかけて銀を探るを原則とし、終始この精鍊法で一貫されてゐる。この精鍊法は、少くとも十五世紀中に明に行はれたことは陸容撰の菽園雜記に明らかであり、また十六世紀はじめにかけて朝鮮に實施せられたことは、李朝實錄における端川郡銀山の精鍊の記載等に徴して疑ひない。燕山君十二年(永正三年)八月の條に「命端川所

進鉛六千九百斤、鍊銀後、以「滓鉛燔造青瓦」とある。この鉛は端川銀山に産した含銀鉛礦であつて、滓鉛はわが國でいふ留糟即ち密陀僧である。次の中宗の後期即ち天文初年頃に、わが國から鉛礦を朝鮮に輸出し、朝鮮ではこれより銀を精鍊したことが見えてゐる。この鉛礦は含銀鉛礦であり、銀山濫觴記にいふ銀の鍾に當る。しかるに天文十年前後より、日本より銀の輸出が俄然多量に行はれるに至り、中宗三十五年(天文十一年)幕府の使船と稱するものが銀八萬兩(八百貫)を舶載した時に、朝鮮の一官人は政府に告げて「彼縁我國奸人學得造銀之術」とあつて、朝鮮人より銀精鍊法即ち前述の含銀鉛の抽出と灰吹法をわが國人が學んだといふ。

神谷壽貞は、神谷系圖によれば宗湛の曾祖父で主計の子とある。主計は天文八年の遣明勘合貿易船の第一號船に惣船頭であつて、最も有力な貿易商であつたことは、策彦周良の初渡集に明らかである。また初渡集には周良の博多滯在中壽禎がしばしば來往したことが見える。當時の日明交通の實際と神谷氏の立場から考へれば、天文初年以前としては大永三年の渡航があつたかも知れないが、むしろ前述の史料の示すところにより銀精鍊法は直接に朝鮮より傳へたものであらう。しかしそれが大陸系のものであることはいふまでもない。

壽貞の傳へた銀精鍊法は明らかに南蠻絞そのものでない。たゞ鉛を銍劑とする點において原理

的には、これを應用工夫したものとはいへようか。¹³⁾

註

- ① 六「南蠻吹の傳習と其の技法」參照。
- ② 「三省堂」及び「平凡社」の百科辭書、日本社會事象、「日本産業資料大系」鑛業篇、徳富氏「近世日本國民史」、「日本文化史大系」第八卷等。
- ③ 京大國史研究室本には眞言宗とす。
- ④ 「石見銀山舊記」に云ふ。「神谷三島相供に大永六^丙三月廿日、三人の穿通子、吉田與三右衛門、同藤左衛門、於紅孫右衛門引連て銀峰山の谷々にて石を穿ち地を掘りて大いに銀を採り、壽亭皆收め取り、九州に歸りけり。是よりして石見國馬路村の灘、古柳(枯柳)、朝岩の浦へ賣船多く來り、銀の鏈(銀と石と相雜るものを鏈といふ)を買取りて、壽貞が家大いに富み、從類廣く榮へけり、銀山へも又諸國より人多く集つて、花の都の如くなり。(中略)天文二年壽貞博多より宗丹桂壽といふものを伴ひ來り、八月五日相談して鏈を吹鎔し、銀を成す事を仕出せり。是銀山銀吹の始り也。(下略)」
- ⑤ 「日本鑛業史要」のはしがき及び「明治工業史・鑛業篇」の例言によれば、この文の筆者は西尾氏であり、從つてこれが氏の臆斷であることは、氏の前引大正十一年の論文で述べられてゐる通りである。
- ⑥ 住友家が古來一貫して吹屋の筆頭であつたことは銅吹屋仲間由緒書によつて明らかであるが、尙「鼓銅圖錄」にも浪華爐戸長と明記してゐる。
- ⑦ 子孫の鑛業に従事した跡徵考すべきものがない。
- ⑧ 又有^下取^ニ銅中金^ヲ法^上和^ニ砒^ヲ精^ニ爐^ニ甘石^ヲ鎔^ニ化^ス之^一人^一及草木^ニ嚴^中砒毒^ニ故難^レ成。
- ⑨ 南蠻吹が銀銅吹分であつて、金銅吹分とは別箇のものたるは、「鑛山至寶要錄」「鼓銅圖錄」「和漢三才圖會」「日本山海名所圖會」の記述の外、「年々帳」の實際の工程を記したのものによつて明確である。尤もその銀には、金を含有してゐるが、これは處理してゐない。
- ⑩ 事實は壽貞に就いては大森銀山以外には知られてゐないや

うである。

⑪ 註④参照。

⑫ 本節については井華旬報第三十三・五・六號「吾が社の歴

史」南蠻吹三、四の一、四の二参照。

⑬ 小葉田淳「石見銀山の研究」史林十八の一、五十三頁以下

史林の考論を多少訂正して附記した。(小葉田)

一〇 舗號「泉屋」の由來 附商標

「泉屋」といふ舗號が何時から稱へ出されたか、その的確な初發の時期は明らかでない。しかし、それが壽濟翁に始まることは諸傳の一致するところで、これは疑ひないであらう。即ち住友家が正徳四年奉行所へ提出した由緒書に、「吉左衛門先祖四代以前泉屋理右衛門と申者」とか、或は「泉屋元祖理右衛門 壽齋」と見える外、翌五年の友芳の親類書にも、「曾祖父泉屋理右衛門」と見えて居り、又理助家の「先祖聞傳書」には「圓月壽濟公俗名泉屋理右衛門」、「先祖傳書」には、翁の長子で住友家の婿養子となつた友以に就いて、「家號職實方ツカサテ以泉屋ト云」と明記してゐる。其他後に述べる「鼓銅圖錄」及び「文殊院由來書」の舗號由來説も、それが翁に始まるとする點は同様である。併しながら、此等はいづれも後世の記述たる關係上、或は其の間多少の疑念をさしはさむ餘地が全然ないでもない。よつて更に別箇の方面に就いて確實な資料を索めると、文殊院の

晩年の消息中友以夫妻に宛てたものに、「いづみや御二所へ」と記され、友以の弟で蘇我家を相續した忠兵衛及び其の弟八兵衛宛のものに「泉忠八兵衛殿」と記されたものがあり、^①又其の前後なる慶安・承應・萬治の頃友以以下三人の兄弟が父母の菩提寺たる京都淨運院に諸種の寄進をなしたことを、當時の同院住持が直接記したのものにも、三人に就いてそれぞれ泉屋と記してゐる。従つて、これにより、理兵衛・忠兵衛・八兵衛の三人の兄弟がいづれも泉屋と號したことが先づ明確に知られるが、^②こゝに「銅異國賣覺帳」を見ると、前にも觸れたやうに、寛永四年異國銅貿易が停止された時、泉屋利兵衛・同弟忠兵衛・同八兵衛等が親類並に他門夫々二家と共に解禁歎願の爲め江戸に下つたといふことが記されてゐる。尤もこの寛永四年は、既述の如く正しくは寛永十四年であるが、これは翁の歿した翌年に當るわけである。以上諸資料について考へ合はず時、この泉屋なる舗號は當然翁に始まるものと考へることが出来る。^③

次に、それではこの泉屋なる舗號は抑々何に基いて選ばれたものであるか。これに就いて、「鼓銅圖錄」は、翁が南蠻吹を傳習した蠻賈の名を白水といつたから、この兩字を合せ「泉」を以て舗號としたとしてゐる。これは一見何人にも首肯されるまことに興味深い話であるが、この書は元來翁の南蠻吹傳習よりは殆んど二百年も後の文獻であり、且又最も關係深い傳習時期の記述が

前記の如く信憑するに足りないとするれば、その説の確實性は自ら危ぶまれざるを得ないことゝなる。又事實理助家の「先祖傳書」を見ると、南蠻吹を以て翁の考案となし、右の説を一説として掲げてゐるに過ぎないのである。尤もこの南蠻吹の壽濟翁考案説は前述のやうに承認し難いものであるから、理助家の「先祖傳書」は考案説を主張する爲めに強いて從來の家傳を一説となしたのではないかとも一應疑はれなくもないが、更に他にも全然異つた説があるところを見ると、この「鼓銅圖録」の説は家傳として定説となつてゐたものではないことが知られる。その異説とは即ち「文殊院由來書」の左の記事である。

理右衛門申サル、ハ、商人ト成テモ此身息災ナラテ立身難_レ成ト思召、五條之天神ヲ常々
 信敬シ玉フ。抑此天神ト申スハ、天上之御神少彦名命此昔原國留民病苦災疫
 拂、日本ノ温泉ヲ出シ玉フ御神ニテ、延曆年中ニ桓武帝王御代ニ御勸請ナサレタテマ
 ツル。時ニ蘇我理右衛門此御神ニ家名ヲ祈誓申サセ玉ヘハ、忝モ天神御靈夢有。汝日此
 ワレヲ念ス。子孫繁昌ヲ願ナラバ、センノ字ヲ就ベシ。ト自現アリシニヨリ、家名ヲ泉
 屋ト付。

これによれば、「泉屋」といふ鋪號は、翁が日頃信仰してゐた京都の五條天神（西洞院松原）に祈

つて授かつたとするもので、その「泉」なる文字は、祭神少彦名命が温泉の神であるといふことから、温泉の「泉」に因縁あるものとなしてゐるやうにも考へられる。

抑々少彦名命は天ツ神高皇産靈神の御子と傳へられ、地神たる大國主命と共にこの國土を經營し給ひ、蒼生の疾苦災厄を拂ふの方を定められたといふことは「日本書紀」にも記されて居り、又温泉に關係のあることは、「伊豫風土記逸文」にも見え、療病の神、温泉の神として諸國に祭られてゐる神である。^④又その延暦年間京都西洞院五條(今の西洞院松原)に勸請のことも、早くより諸地誌に記すところで、この五條天神に關する記述は全體としての確である。而して、翁は寺町松原下ル所に住んでゐたのであるから、古來著名なこの近くの天神を崇敬したことは自然であり、又これによつて鋪號に關する夢告を得たといふことは、古人の世界としては敢て異とするに足らないのである。しかも、この説を記す「文殊院由來書」は、其の著作年代尙明確ならぬとしても、現在の資料によつて知られる變賣白水由來説の寛政年代^⑤よりは降るものではないから、此等の諸點より考察して、本説は大いに注目すべきものであらう。理助家の「先祖傳書」が白水由來説を一説とした所以も或はこゝにあつたやも測られない。



要するに、「鼓銅圖錄」に「白水」由來説が掲げられ、「垂裕明鑑」が之を正傳として採つてよ

り、この説が一般化したかの観があるが、「白水」なる人物の不確實性は此の説の瑕瑾たるを免れない。かくて「日本鑛業史要」及び「堺市史」の如きは、「白水」由來説を後世の作爲として之を却け、南蠻吹の傳習地たる「和泉」を記念する爲め、その地名を採つたと解するの妥當なるべきを推測し、又吉田東伍博士の如きは、その傳授者を當時日本と最も交渉のあつた中國南部の泉州人と解し、その地名泉州より來つたものと推測してゐる。しかしながら、唯それのみではこれまた穿ち過ぎたる感あつて、必ずしも「白水」由來説に勝るとはなし難いであらう。現在の如き資料關係に於ては、寧ろ率直に五條天神夢告説に従ふか、さもなくば或は之と「白水」由來説若しくは泉州出身説とを折衷し、五條天神の夢告の「泉」と「白水」の合字若しくは泉州の泉とが偶然一致したとする方が、まだしも穩當とすべきではあるまいか。^⑥

次に商標◆に就いては、敢て特別な理由を求めるまでもなく、鋪號「泉屋」の「泉」の表徴として、極めて自然に案出されたものと、單純に考へて然るべきであらう。大阪の久本寺には、同寺の中興日啓和尚は、京都の本能寺在任中より友以と入魂であつたが、偶々友以の邸宅の井戸に怪火が立ち、災厄打續いた際、^⑦祈禱によつて之を封じた縁により、こゝに◆の商標が生じた、との寺傳が存する由であるが、果して然るか遽に従ひ難い。

我が國に於ては、商標は既に中世より見るところであり、而して「泉屋」の號が壽濟翁に始まつたとすれば、その商標も友以の時を待つまでもなく、當然翁の時に始まつたとすべきで、現に泉屋の宗家たる蘇我家の後、淺井家にもこの商標と同一のものを傳へてゐる事實は、またよくこれを證するものとなし得るであらう。

註

- ① 第四輯一〇五頁圖版「文殊院消息」及び如來帖四參照。
- ② 卷頭圖版第二參照。
- ③ 井華第十三號所載の中村啓次郎氏稿「の由來」其他に「泉屋」の舖號が友以にはじまる如く記したものの、あるのは從ひ難い。殊に中村氏のは「垂裕明鑑」の誤讀によるものである。
- ④ 栗田寛氏「古風土記逸文考」、雜誌「四天王寺」第九卷第六號所載、石井芳雄氏稿「生活と疏黃と僧の話」參照。
- ⑤ 「白水」の名のあらはれる最も早い文獻は、現在のところ、寛政十一年三月附の「山師 泉屋吉次郎由緒書」である。
- ⑥ 前に補記したやうに、蘇我家の出自が元來泉州であつたらうとの推測が相當確實性あるものとすれば、舖號の泉屋はその出自地泉州に尠くも一つの關係を持つたらうことが考へられる。堺市史や日本鑛業史要其他に南蠻吹の傳習地堺が泉州なるにより、これより採つて泉屋を舖號としたとしてゐるが、傳習地が堺であつたことについては、尙充分な確實性を認め難い上に、その場合は堺屋を以て舖號とすべきことが、普通と考へられるから、この説は妥當となし難いであらう。尙、第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」四舖號及び井華旬報第四十號「吾が社の歴史」蘇我壽濟四、五參照。又、昭和二十七年正月印刷の「菱井桁の社章と商標の由來」なる一枚刷には、天神夢告と白水合字の「泉」との關連と、天神夢告と泉州の「泉」との關連とを同比重に置いてゐる。
- ⑦ 友以の家庭に災厄が打續いたといふ點のみは、寛永の末より正保年間に互り、四人の子女が相續いて夭死した事實に合致するものがある。

一一 終 焉

翁が歿したのは寛永十三年六月二十九日で、法名を圓月壽濟といひ、京都の高倉通り五條下ル淨運院に葬られた。行年は既に論じたやうに六十五歳を以て最も妥當となすべきであらう。其の墓は巨大な五輪塔で、大專業家たりし翁の面目をよく表現してゐる。

この翁の墓塔に隣つて、同型同大の妻任友氏の墓塔があり、兩者の間には嗣子忠兵衛の稍々小さい同型の墓塔もある。そしてこれら三基の五輪塔の各部には、前面に一字づゝ釋迦牟尼佛と刻してあるが、これはこの一群の北側にある翁の兄才兵衛夫妻の墓石の表に、篆字で般涅槃木(圓寂の意)と刻してあるのと同じく、此等の人々が空源及意上人の開立した涅槃宗を奉じ、任友家の祖文殊院の化導をうけたことを示すものである。

しかも、この涅槃宗を奉じた翁の墓が、後に天台宗に従屬してその一派となつた舊涅槃宗、即ち天台宗三明院門流の寺院になく、淨土宗鎮西派の淨運院にあるのは、この三明院門流から離脱して超宗派の立場を持してゐた文殊院の墓塔が、近くの同宗同派の永養寺にあるのと同じ關係を表はすものとして、興味あることである。^①

註

① この節については井華旬報第四十二號「吾が社の歴史」蘇 我壽濟九參照。

一二 妻子及び後裔

翁の妻室は任友(或は入江)政行の息女で、即ち文殊院政友の姉である。俗名は明らかでなく、法名を周榮と言つた。この周榮尼の婚嫁に就いて、「垂裕明鑑」は「是レ任友氏蘇我氏ト縁故アル始ナリ」と述べてゐるが、必ずしもさやうに斷言出來ないことは前に觸れたところである。^①周榮尼は慶安五年八月二十二日に歿し、淨運院に葬られた。其の墓は前述の如く夫壽濟翁のと同型式で、大きさも略々同じく、南北に相並べ營まれ、正面に「釋迦牟尼佛」の刻銘があり、尙基礎の南北両面にそれぞれ光明眞言と隨求陀羅尼とを刻してある。

壽濟翁と周榮尼との間には、理兵衛・忠兵衛・八兵衛等四男二女があつたらしい。兄弟はそれぞれ父の業を承けて銅の精鍊及び貿易に従事し、後ち長男理兵衛は任友家の婿養子となつて、銅商任友家の祖となり、次男の忠兵衛が蘇我家を嗣いだ。三男八兵衛のことは明らかでない。^②淨運院の過去帳裏書によると、慶安元年六月廿九日壽濟翁の十三回忌に際し、兄弟三人が本堂外陣の惣

天井を寄進し、承應二年六月廿九日の十八回忌には、本堂の隔子及び戸を寄進してゐる。又萬治元年八月二十二日周榮尼の七回忌に際し、理兵衛・忠兵衛の二人が観音・勢至二菩薩像を造立寄進してゐるが、これは今本尊の兩脇侍として安置されてゐるものと考へられる。^③ 次いで翌々萬治三年六月十五日には忠兵衛が兩親の菩提の爲め月牌三本を施入し、毎月十五日如來二菩薩の寶前に佛餉を供養することゝしてゐるのである。こゝに萬治以後の寄進に八兵衛が關係せず、過去帳面にも、是より先承應三年十二月十二日に歿した其の幼女の法名以外には、彼及び家族等の法名が全然見當らないところを見ると、或は彼は京都及び其の附近を離れたものではあるまいか。

忠兵衛は寛永八年十九歳の時家督を相續し、後ち吹屋を寺町松原下つたところより二條高倉西へ入つたところに移した。^④ 又大阪の西町奉行會我丹波守と同姓なるを憚つて姓を淺井と變へたといふ。^⑤ かくて忠兵衛は延寶五年八月に歿し、子忠右衛門後を承けて家業をつゞけたが、住友家の隆盛に壓倒せられてか、忠兵衛の歿後三年にして、吹屋を廢した。「年々帳二番」所收の正徳四年理右衛門武雅の報告書に次のやうに述べてゐる。

忠右衛門 一 壽

親忠兵衛相果候後三年之間銅吹商賣致候得共、同性吉左衛門見世三條ニ有之候故、三

十四年以前吹屋相止申候。

是に於てその吹屋の株は甥に當る住友家の平兵衛友貞(友以の子友信の弟)が之を譲り受け、^④貿易の株は一
時住友家の手代與九郎に預けられた後、貞享二年に至つて同じく住友家の理左衛門友弘(友信の子友芳の弟)
が之を譲り受けた。^⑦忠兵衛の弟八兵衛の家業のことは明らかでないが、是れ亦恐らく同様な事情
によつたものであらうか、吹屋・貿易の兩株ともに何時の頃にか甥の住友兵右衛門友貫の子平八
友膳(友以の孫、友芳の從兄弟)が之を受け、^⑧貞享四年再轉して前記平兵衛友貞の子理右衛門武雅が繼承した。^⑨尙
この外にも住友は今一つ少くも貿易の株を蘇我家から得たやうである。かやうにして我が國銅業
界に偉大な足跡を印した壽濟翁の事業は、舉げて之を住友家が繼承したのであつて、これは甚だ
注目すべき事實と言はねばならぬ。

而して、忠右衛門は吹屋及び貿易の株を住友家に譲つて後、小規模に商業を營んでゐたやうで
あるが、それもはかばかしくはなく、寶永の頃遂に全く業を廢するに至つた。「年々帳壹番」寶永
四年二月十七日の條に次のやうな記載が見える。

京二條忠右衛門殿身上不如意ニ付、商賣仕廻被申候而、負銀高十四五貫匁在之候由、是
を此度取喫(くひ)仕廻被申候由、依之子甚右衛門殿事豫州銅山へ下しくれ候様ニと頼來候ニ

付云

忠右衛門以後の蘇我家即ち淺井家の相續に就いては、「垂裕明鑑」に次の如き記述がある。未だその據る所を知らないが、參考の爲めに掲げよう。

其子忠兵衛(忠右衛門ノ誤)淺井氏ヲ冒シ、角倉與市ノ女ヲ娶リ、二條東洞院ニ移ル。老後一壽ト號ス。享保十二年十一月廿九日死ス。年八十一。其子甚左衛門(甚右衛門ノ誤)家ヲ承キ、大阪今橋二丁目泉屋平兵衛ノ女ヲ娶ル。老後榮恕ト云フ。享保元年十一月父ニ先テ死ス。其子忠右衛門後ヲ繼ク。宗壽ト號ス。明和四年九月死ス。長子忠兵衛寶曆十年八月ニ死ス。次子金十郎他家ノ養子ト爲ル。故ニ久米幸壽ノ子ヲ養ヒ、忠兵衛ト稱ス。女ヲ以テ之ニ配ス。子ナシ。丹波桑田郡野々村莊中村源兵衛ノ次子ヲ養ヒ、女子ヲ配シ、忠右衛門ト稱ス。世々淺井氏ヲ冒シ、泉屋ト曰フ。

今理助家友房の「先祖聞傳書」・友良の「先祖傳書」及び淨運院の過去帳を參照するに、右の世代關係は之を確認し得るものゝ如く、又末尾の忠兵衛は寛政三年十月に、忠右衛門は文政八年十一月に歿してゐる。

而して、淺井家はこゝに至つて斷絶したやうであるが、住友家の斡旋により、住友家の親戚な

る京都の禁裏末廣師岡村家の三男勘三郎^⑬が浅井の家名を嗣いだ。蓋し、浅井家即ち舊蘇我家は、既述の如く、本來住友家とは特別の關係ありと傳へられる上に、文殊院の姉周榮尼が壽濟翁に嫁ぎ、殊には翁の長子にして、銅商住友家の祖たる友以の實家でもあり、尙又友以の孫女が二從兄の甚右衛門に配されたといふ如き深き重縁、更には事業繼承上の重要な關係により之を斷絶せしむべからずとなし、住友家と血縁あり、延いて又浅井家とも血縁ある岡村家の子をして、代つて家名を嗣がしめたものであらう。かくて勘三郎の後は九兵衛^(初名 富三郎)を経て現在の多計女に至つてゐるのである。^⑭

註

① 二「出自」の條參照。

② 理助家の友房の「先祖聞傳書」には、

御子ハ

若狹屋仁兵衛殿妻

御惣領女

法名榮心壽清

御次男

良入公

御三男

壽元公

御四男

八兵衛

此外ニ次良兵衛惣兵衛ト申御方有之候

壽濟公ノ御子カ御舍弟カ不分明子孫もなし

とあり、又住友家の古過去帳には理兵衛友以即ち良入の弟

妹として左の人々の記載がある。

了運信士

良入弟

佛次郎兵衛

良入弟

深信壽元信士

二條

妙意信尼

良入舍弟

蘇我理右衛門壽濟翁の研究

これによれば、五人兄弟で、この中壽元は即ち忠兵衛であるが、他の三人の事は明らかでない。尤も了運は八兵衛と推測される。

③ 像自體に銘はないが、様式上近世初期の佳作とすべきもので、遙かに大なる本尊及び善導、圓光兩大師像が兩度の火災に救出されてある點より、この兩脇侍も當初のものがそのまゝ今日に傳はつてゐると考へられる。各像、立像にて法量各一尺七寸五分、臺座一尺五分。

④ 「年々帳二番」所收の理右衛門武雅の報告の由緒書に次の記述がある。

理右衛門 二男

忠兵衛 壽元

十九歳之時家督ヲ請候。八十四年ニ成ル。寺町吹屋ヲ二條通高倉西へ入町へ引越銅商賣致吹屋候來ル。

⑤ 「文殊院由來書」に左の記事がある。

元和元年ニ大坂落城シ、家康將軍公ヨリ、大坂御城代ニ會我丹波頭御居ナサル。尤文字ハ違ト雖唱同事故、理右衛門子理兵衛先祖ノ任友氏ヲ名乗。弟忠兵衛

了運ハ母先祖淺井氏ヲ名乗ル。

尤も、友以の任友改姓を會我丹波守との關係によるとなし、政友の婿養子となつた事實を無視せることは從ひ難い。又「垂裕明鑑」には忠兵衛は山本と改姓し、其子忠右衛門に至つて淺井と改姓したやうに記してゐるが、根據は明らかでない。尙「文殊院由來書」に會我丹波守を大阪城代としてゐるのは、西町奉行の誤である。

⑥ 理助家の「先祖傳書」の平兵衛友貞の註記に「問屋町大和町兩所於ニ掛屋舖ニ吹レ銅泉屋忠兵衛株也」と見える。

⑦ 「年々帳無番」貞享五年五月の條の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に與九郎へ預けてあつた銅名代を理左衛門友弘に切替へたことが見え、而して又「年々帳四番」享保六年正月の條の銅屋由緒書には、理左衛門の銅名代が先祖忠兵衛のそれをうけたものであることが見えてゐる。

⑧ ⑨ 「銅吹屋仲間由緒書」に貞享四年理右衛門が平八の株を譲り受けたことが見え、又「年々帳無番」の前記「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に吉十郎即ち後の理右衛門所持の株に就き、それが貞享四年吉左衛門名代の内より與へら

れたことが見え、而して「年々帳四番」の前記「銅屋由緒書」には理右衛門の銅名代が先祖八兵衛のそれをうけたものであることが見えてゐる。尙良慶（友房）の先祖聞傳書に平八に就き「道頓堀ふかりニ而吹屋被致尤大吹屋之名前在之候身上仕廻候節吉十郎へ譲り被申候」とある。

⑩ 註⑤参照。

⑪ 浅井多計女の談話、蓋し岡村家より入つて住友を嗣いだ友

聞の幹旋であらう。

⑫ 友聞の従弟右啓の三男か。

⑬ 友信の子正以、岡村家の養子となつてより、岡村家は住友家と血縁あり、従つて岡村家は住友家を通じて蘇我家即ち浅井家と血縁あることとなる。

⑭ この節については井華旬報第四十一號「吾が社の歴史」蘇我壽濟八並に第壹輯「蘇我壽濟翁小傳」五終焉参照。

— 終 —

附

錄

泉	永
屋	泉
由	院
緒	親
書	類
	書

解題

永泉院親類書

永泉院は住友家三代友信の法號である。この親類書はそれ自體に年紀の記載を缺くが、永泉院の甥の友房(良慶)が老後寶曆三年に記した先祖聞傳書に元祿八九年の頃木屋七郎右衛門(大阪の總年寄氏永瀨)と縁組の際筋目改めがあり、京都五條の淨運院所在の廓翁了圓の石碑を調査したところ、蘇我理右衛門壽濟翁の兄といふことが知れ、子孫の藤田平兵衛とも通路したと記してあるが、この親類書には右の淨運院の廓翁了圓の石碑のことも河内五條の藤田平兵衛のことも見えてゐるので、その時以後のものであることが先づわかる。ところが本書には、一方元祿九年六月二十三日に歿した永泉院の弟善右衛門(平兵衛友貞)が尙生存者として記されてゐるから、それ以前であることもわかる。従つてこれは永泉院の女の永瀨家婚嫁の際作製されたものゝ寫しであらう。

この親類書は文殊院以來の住友家の家系とその親戚關係を克明に記したもので、初期の住友家を知る屈強の資料である。

因に永泉院の子名泉院（友芳）の正徳五年の親類書は、この親類書と異り文殊院を高祖父、壽濟翁を曾祖父としてゐるが、これは故あつて作爲されたものである。

泉屋由緒書

この泉屋由緒書は正徳四年大阪の吹屋仲間に元祿の悪貨改鑄を命ぜられた時、その筋の需めによつて提出したもの、草稿の寫しで、多少誤脱があるかのやうにも見うけられるが、この草稿は京都の銀吹分場元締をしてゐた理右衛門武雅（友芳の從弟）が從祖父いとこをせに當る忠右衛門一壽即ち蘇我壽濟翁の孫に聞合せて記したものを大阪本店に送つたものである。

これは事業上より任友を見る場合の重要資料で、壽濟翁を元祖としてこれより書き出し、蘇我家の泉屋の、任友の泉屋との關係を示してゐる點が注目される。尙理兵衛が創設した大阪内淡路町の吹屋を意あつて壽濟翁が設備したものとして提出しようとしてゐる點も注目されるが、これはそのまゝ提出されたものか否かは明らかでない。

尙、右二書の印刷に當つては、成る可く底本とした寫しの原形を存するに勉め、異字・略字・

俗字・誤字・脱字・假名遣等は舊に依つて改めず、場合により側傍に（ ）を附して適宜註記を加へることとした。

親類書 (永泉院親類書)

一會祖父ハ入江土佐守孫住友權左衛門子生國越前丸岡住友小次郎町人ニ成京佛光寺通上柳町ニ住宅法名文殊院員外嘉休慶安五壬辰八月十五日ニ死妻ハ伊丹刑部少入道紹拙齋娘法名玉性院松譽利貞寛文十一辛亥十月二日ニ死

右伊丹刑部少輔入道紹拙齋

法名得翁了西 元和八壬戌十二月廿七日

妻法名円空妙教 寛永十一甲戌五月廿日

右京寺町永養寺ニ石牌(石)在之候

紹拙齋子利貞弟森宮内方ハ養子ニ參森祐庵ト申

鏡智院祐庵円寂大居士 寛文八戊申十二月九日死京本能寺ニ石牌在之

一河州五條五代以前蘇我平兵衛子才兵衛法名廓翁了圓寛永五戊辰二月五日ニ死京五條寺町淨運寺(高倉通)(院)

ニ石牌在之此弟利右衛門法名圓月壽濟寛永十三丙子六月廿九日ニ死妻ハ住友嘉休姉法名生譽周

榮慶安五壬辰八月廿二日ニ死右夫婦石牌同寺ニ在之

一 父利兵衛ハ利右衛門子嘉休ニ養子ニ參候法名淨泉院即心良入寛文二壬子四月廿五日死大坂實相寺久本寺京永養寺ニ石牌在之先妻ハ嘉休娘法名生蓮妙意寛永十五戊子六月廿一日死大坂久本寺京永養寺ニ石牌在之後妻ハ生國江戸ヤヨスガかし法名宝泉院壽光春貞子今存命ニ罷在候父ハ永田善右衛門法名了達齋宗屋寛永十五戊子正月廿六日ニ死母ハ井上氏壽光院芳春寛文七丁未六月廿日ニ死右夫婦石牌江戸淺草金藏寺ニ在之甚兵衛伯父永田孫右衛門江戸臺所町ニ罷在候

一 理兵衛 寛文二壬子四月廿五日ニ卒

先妻住友小次郎女 寛永十五戊子六月廿一日卒

後妻永田善右衛門女 存命

嫡子兵右衛門 但友竹事

理兵衛先妻ノ腹嘉休孫

妻 角倉ノ吉田道有女卒 大坂久本寺ニ石牌有

二女 理兵衛先妻ノ腹

大津屋井口勘兵衛入道宗根先妻 子男女二人

宗根所ニ而卒 大坂長久寺久本寺ニケ寺ニ石牌有

三男甚兵衛

理兵衛後妻ノ腹

妻 京二村壽庵孫新在家清水榮保女

四男善右衛門

理兵衛後妻ノ腹

妻 堺奈良屋吉左衛門姪寺井宗傳女

住友小次郎

子庄兵衛法名霜覺休齋 寬永十五刁十一月十五日卒

孫藤右衛門法名一方円濟 天和元酉十月廿八日卒

妻 京上柳町嶋田七郎左衛門女

右何茂京寺町永養寺ニ石牌在之

附錄 永泉院親類書

藤右衛門子

富士屋藤右衛門 京上柳町

鹿谷靈巖寺宮様家老
(鑑)

棚橋助之進

森祐庵孫甚兵衛と二從弟

清閑寺殿御子分ニ被成

祖森持者

相國寺靈長老弟子甚兵衛と二從弟

森三伯

東洞院あやの小路大橋方設弟子甚兵衛と二從弟

法眼岡本方安 是ハ死去

母妙意

住友小次郎妻ノ姪森祐庵姪甚兵衛方へ引取置申候

妻屋治左衛門

京竹屋町堀川東へ入町甚兵衛母と從弟ノ孫

妻屋治左衛門弟

本超藏主

右同斷

南禪寺谷中正の院住寺也(マ)

彦坂壹岐守様御知行所

藤田平兵衛

河州五條 是ハ了圓末孫

了圓弟利右衛門儀甚兵衛祖父也 二從弟半

泉屋忠右衛門

京二條東洞院東へ入町是ハ甚兵衛從弟

附錄

永泉院親類書

附錄 永泉院親類書

淺野土佐守様家來

久保田如心 御合力米

久保田源太夫と申者國ニ罷在候

是ハ住友先祖ノわかれ甚兵衛と五從弟

泉屋 (泉屋由緒書)

元祖
理右衛門

壽齋(マ)

十九歲之時銅商賣ニ取付候

天正十九年卯ノ年

午年迄百廿四年ニ成ル

右理右衛門商賣取付候節ハ惣而銅不自由ニ而細工向迄之事ニ而荒銅ヲ以直ニ吹立候京寺町松原下ル西輪ニ而銅吹屋最初取付其後大坂内淡路町ニ而銅吹申候

但銅より銀ヲしほり候事致鍛鍊大坂にて吹せ候

理右衛門嫡子
理兵衛

十八歲之時大坂淡路町壹丁目へ下リ右内淡路町吹屋之外長堀井(マ)谷ニ而吹屋ヲ(以下脱カ)
但京出店七十一年以前ニ東洞院押小路下ル町ニ致出店夫ハ八年後木屋町三條上ル

町ニ銅出店致吹屋候

吉左衛門

十六歲之時親理兵衛ハ家督讓ル

今吉左衛門

右之通一壽老ニテ承合壽齋様御死去之御年六十五年迄七十九年ニ成申候十九歲之時京へ御出被成候由二條壽元様ハ一壽老御聞被成候大坂ニ吹屋ハ無之様子ニ御座候得共

内淡路町ヲ壽齋様御代ハ有之分ニ書付候京之吹屋ハ二男壽元様へ御讓大坂ハ嫡子良入様へ御讓被遊候分ニ此書付致候

右之趣を以江戸へ早幸便ニ可被仰上候若違可申と當地ハ不申上候以上

午
九月廿四日

理右衛門

友芳様

安兵衛殿

京之分

理右衛門

京寺町松原下ル町之銅吹屋大坂内淡路町吹屋ハ嫡子理兵衛讓申候

理右衛門二男

忠兵衛

壽元

十九歲之時家督ヲ請候八十四年ニ成ル寺町吹屋ヲ二條通高倉西へ入町へ引越銅商賣致吹屋候來ル

忠右衛門

一壽

親忠兵衛相果候後三年之間銅吹商賣致候得共同性(マ)吉左衛門見世三條ニ有之候故三十四年以前吹屋相止申候

此書付ハ京之吹初リ之釣リを以書付是ハ入ぬ事ニ御座候得共五條松原ハ二條へ御引移被成候所相知レ爲申如此御座候以上

附錄 泉屋由緒書

右之書付京都銀吹分場理右衛門^右申越候

後記

茲に泉屋叢考第五輯の刊行に當り、その執筆編輯の任にあつた向井芳彦氏が昨年四月六日逝去されたことを記さねばならない。

惟ふに、氏は當時住友家史編纂を委囑せられてゐた大阪府立圖書館長故今井貫一氏の懇望によつて、昭和十年該事業に携はり、次いで今井氏及び舊住友本社調査役故伊庭六郎氏の後を承け孜孜として研鑽を續け、その間再度の應召・終戦時の混迷期に際會するなど、種々の障礙を克服しつつ、斯業の達成に務められた。斯くて修史事業に盡された先人の努力は始めて氏によつて結實し、昭和二十六年より「泉屋叢考」として住友の歴史叢書の刊行を見るに至つた。

氏の考證・執筆は殊に公正・緻密・明解を期してゐて、既に泉屋叢考は第四輯が刊行されたが、それらには特に今日まで認識に上らなかつた日本涅槃宗の存在とその特質を明證し、日本佛教史上の一缺を補ふものとして高く評價され、又、研究途上にある日本近世鑛工業史上に一大示唆を與へる史實の數々を發表するなど、貢獻するところが尠くなく、廣く反響を喚ぶに至つた。

さうして、その研究は住友の日本近世史上に占める地位を認識せしめ、又、住友事業精神を解

明するものとして内外より等しくその完成を期待されてゐた。

氏の誠信敦厚は、その深い學識と共に夙に識者の認めるところであつた。氏の信條を端的に表はすものとして、「住友を知り、そして住友を愛する心なくしては、眞の住友の歴史は書けない。」と言つたことを今想起するのである。氏の急逝は實に住友の修史事業上痛惜の至りであつた。享年四十八である。

氏の研究の成果は、なほ遺稿として約十輯に餘るものがあり、本輯に次いで刊行の豫定には、「南蠻吹の傳習とその流傳」・「近世前期に於ける銅貿易と住友」・「吉岡銅山の經營」・「別子銅山の發見・開發」等々の貴重な勞作が連つてをり、此等は住友家所藏の豊富な資料の貴重性と共に世に期待さるべきものである。

而して、遺稿の文體は執筆の時期等により不統一を免れない。今、此等の發刊に當つては、特に支障なき限り原文を尊重し、原則として第壹輯の凡例に準據することとした。内容についてもその後の研究により修正すべき箇所はその都度註を附して訂正し、又、氏の附箋せるものは適宜註に組入れ、其の他は明瞭なる誤字脱字の補訂にとゞめることにした。又、上梓の順序についても、出來得る限り當初の編輯豫定に従ふ。

尙、本輯の草稿は住友部内への發表形式で、敬語が多く使用されてゐるが、凡例に據つて書き改めた。附録「蘇我理右衛門翁及び一族墳墓の現状」は現在の事情と齟齬する所あり、其の他の内容についても、既刊第壹輯及び本論に收める所と重複するので割愛した。

次に、本輯より京都大學教授文學博士小葉田淳氏に校閲を願ふこととなり、こゝに氏の遺稿をして本叢考正編として發表し得る機を得たことは住友はもとより學界の爲めにも欣快に堪へな
す。

昭和二十九年孟春

修 史 室

昭和二十九年孟春 初版發行
昭和五十九年七月三十日 初版第二刷發行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社